

4.教育問題 ～教育を受ける自由とハンセン病政策～

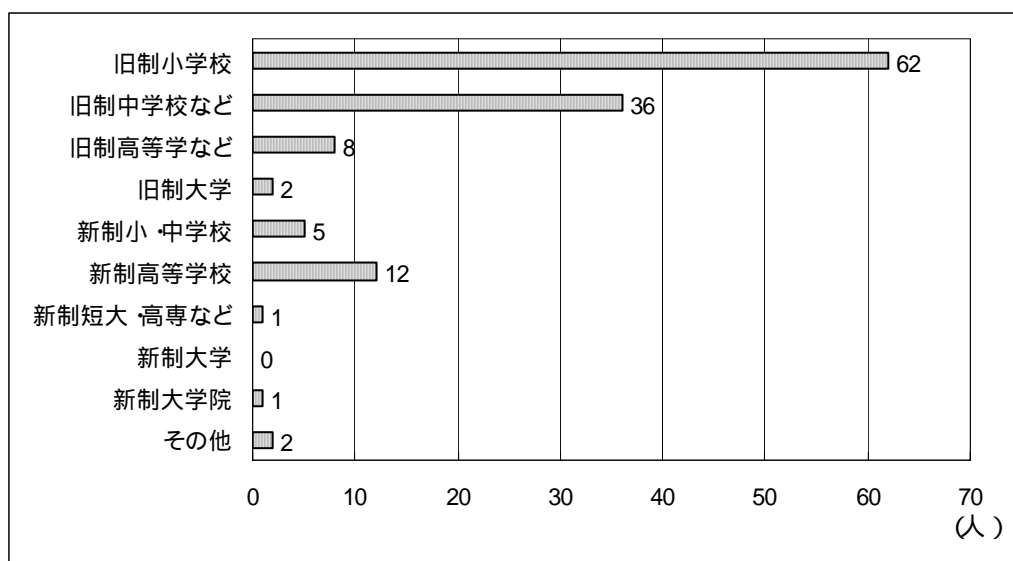
4-1 強制入所による教育への影響【問8-1～問8-2】

療養所への入所は入所年齢が学齢期にあたる者にとってはその教育に影響が及ぶことになる。最終学歴を聞くことは、ハンセン病政策が教育にどのような影響を及ぼしたのかを知る手がかりとなる。最終学歴をみると、「旧制の小学校（尋常小学校・国民学校など）」47.7%（348人）、「旧制の中学校、高等女学校、師範学校、実業学校など」17.9%（131人）、「新制の小・中学校」14.7%（107人）となっており、ほとんどの人が義務教育で学業を終了していることがわかる（単純集計34）。

また、強制入所による教育への影響としては、「発病または療養所への入所で、学業が中断したまま」18.3%（129人）、「療養所内の学校に通ったのが最後」22.0%（155人）となり、4割近い人に影響が出ていた（単純集計36）。

なかでも、強制入所との関係からは、旧制小学校における中断が48.0%（62人）と最も多い。この結果は、戦前・戦中期のハンセン病政策に教育が視野に入っていなかったことを反映するものといえる（図4-1-1）。

図4-1-1 「入所のため学業中断」回答者の最終学歴（N=129）



註1：問8-2「入所のため学業中断」回答者(N=129)のうち、問8-1「最終学歴」について回答している者を集計（中退を含む）。

4-2 義務教育の時期における強制入所の影響【問8-1～問8-2】

義務教育についてみてみると、「旧制の小学校」回答者では、28.9%（99人）が中退、「新制の小・中学校」回答者では、15.2%（16人）が中退となり、戦前での中退者が目立つ（表4-2-1）。

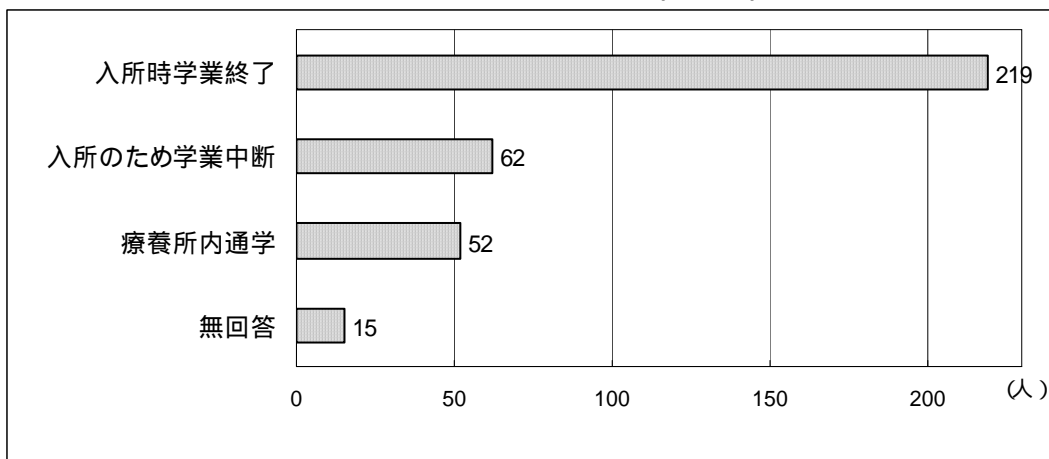
表 4-2-1 義務教育修了の有無

	旧制小学校 N=343 人 (%)	新制小・中学校 N=105 人 (%)
中退	99(28.9)	16(15.2)
卒業	244(71.1)	89(84.8)

註1：問 8-1 で「旧制小学校」回答者(N=348)「新制小・中学校」回答者(N=107)のうち、無回答を除いて集計。

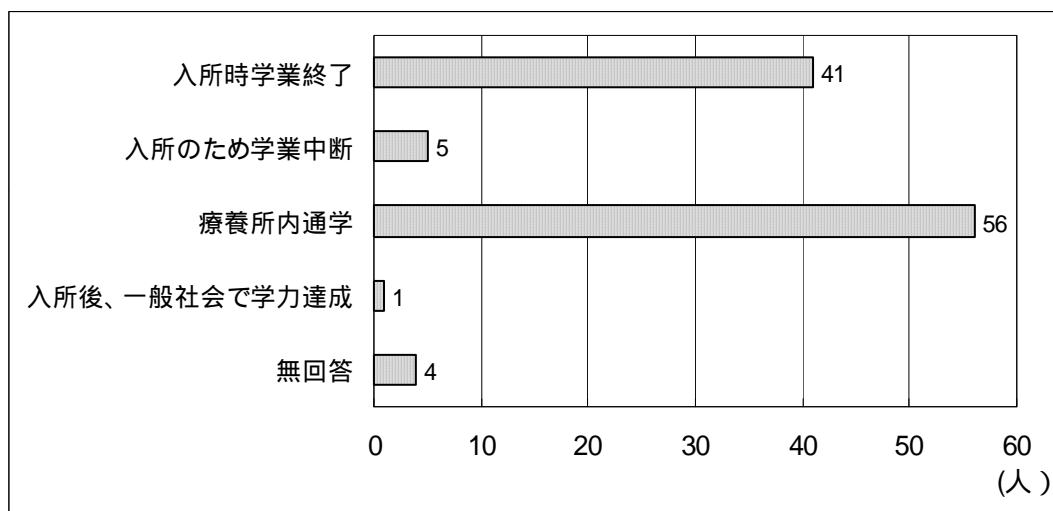
最後に学校に通ったのはどの段階だったかという問いに対して、義務教育である「旧制の小学校」および「新制の小・中学校」を回答した人の通学段階をみると、「旧制の小学校」と回答した人は「療養所に入所したときには、すでに学業を終えていた」者がもっとも多く 62.9%（219 人）であるのに対して、「新制の小・中学校」を回答した人では「療養所内の学校に通ったのが最後」52.3%（56 人）となっている（図 4-2-1、図 4-2-2）。

図 4-2-1 「旧制の小学校」回答者の最終通学段階（N=348）



註1：問 8-1 「旧制小学校」回答者(N=348)のうち、問 8-2 を回答している者を集計。

図 4-2-2 「新制小・中学校」回答者の最終通学段階（N=107）



この背景には、療養所内における教育制度と関係してくるように思われる。療養所では幼少の入所者に対して、明治期から寺子屋式の教育が始まっていた。療養所内の学校が国の認可を受けたものとして認められるにあたっては、各療養所によってさまざまであった。たとえば、1932年、大島青松園内の学校が国民学校養護学校として認可される。1944年には長島愛生園、邑久光明園でそれぞれ、裳掛国民学校第二、第三分校として認可されるが、すべての公立療養所内の教育施設が正規の教育機関として認可されるには、戦後における学校教育法（1947年制定）を待たなければならなかった。

学校教育法の施行に伴い、1948年には長島愛生園でも裳掛小・中学校第二分校が認可され、その後、各療養所でも認可が進んでいったが、周囲の環境や理解に違いから、認可までには、各療養所によって大きなばらつきがあった。1954年、栗生楽泉園の草津町立小・中学校第一分校が認可され、すべての療養所内教育施設は正式な教育機関となった。ゆえに、正式な教育を療養所内で受けられるようになったのは1950年前後からになり、それまで療養所内で教育を受けたとしても無認可ということから、義務教育を「中退」と回答しているのではないかと考えられる。同時に、「新制小・中学校」回答者の最終通学段階をみても、「療養所内通学」が最も多い理由もこうした療養所内教育制度の整備が影響していることがわかる。

4-3 戦前・戦後における療養所内教育の内実【問8-2～問8-3、聞き取り8-1】

療養所内での教育経験を問うたところ、25.2%（174人）の回答者が経験ありと答えている（単純集計37）。療養所内教育では、戦前・戦中では入所者が教師を務め、戦後は補助教師として子どもたちの教育にあっていた。また、正式に派遣されてくる教師数は少なく、時には白衣や帽子を着て授業を行う教師もいたと記録されている[『島に生きて・下巻』:157-8]。以下では、本調査における療養所内教育に関する聞き取り欄をもとに、分

類しながら記述していく。

(1)複式学級での授業風景

療養所のほとんどが複式学級の形式をとっていた。子ども舎と同様に、年齢を超えての交流、相互扶助は選択の余地なく必然であった。こころ温まることもあった反面、逃げ場のない環境に息苦しさを感じることもあったと思われる。

・児童数の少なさから、療養所の教育では複式学級となっていた。1年3人、2年2人（人数は例）とか全部交じって一つの教室で勉強した。そこはここでしか味わえないことだったと思う。（1927年入所 女性）

・石けり、あやとり、なわとびなどして毎日「その日が済めばよい」というような感じで遊んでいた。（1928年入所 女性）

・国の予算をおさえる為に医療も教育も、全て入所者が相互扶助の気持ちでお互いがお互いを助けていた。（1943年入所 男性）

(2)学のある同病者（代用教員）による授業

・教員資格のない人でも、他の人より知識を持っていたら、わからない人に教えていた。（1935年入所 男性）

・所内の小学校～高等科、教師をしていた。1人の子どもが「この病気になって学問をして、なんの役に立つのか」と疑問を持ったのに対し、「知識、教育、教養はどんなときにも必要だ」と伝えた。（1915年入所 男性）

(3)分校による外部教師とのやりとり

・外から来られた先生で消毒液かけて、マスクしてきていた。（1931年入所 男性）

・学校の職員室には生徒は入れなかった。先生を呼ぶのは専用のモールス信号のような合図で来てもらっていた。（1943年入所 女性）

・わりといい先生がいて卒業式のとき先生が泣かれていたのを覚えている。しかし、交流はほとんどなかった。休み時間に先生と話すこともなかった。（1942年入所 男性）

(4)勉強に対する意欲の薄れ

・1クラス10名位だった。勉強なんかせんほうがいいわと思った。（1929年入所 男性）

・療養所内の生活では、勉強を生かすことが結びつかず、勉強に身が入らなかった。（1936年入所 男性）

国立療養所入所者調査（第1部）

・希望もなにもなかった。あの頃に、習字で「少年よ、大志を抱け」と書かされた。（1925年入所 男性）

(5) 園内作業や治療との併存

・一日のうち午前は学校へ行き、午後は作業だった。まだ、大人ではないので、包帯巻きなど肉体的には軽いものであったが。（1924年入所 女性）

・同世代の人が多く、休み時間などは治療（手当て）があったが、それなりに楽しかった。（1937年入所 男性）

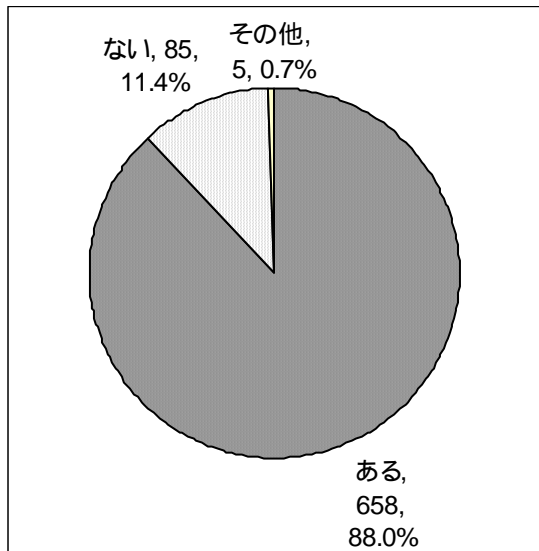
・午前中は療養、午後1～3時間の授業だった。国語や算術を勉強できた。とても楽しかった。（1923年入所 女性）

5. 患者作業

5-1 患者作業の経験【問9-1、聞き取り9-1】

患者作業をしたことのある者は、88.0%（658人）である（図5-1-1）。

図5-1-1 患者作業の有無（N=748）



註1：無回答を除いて集計。

ほとんどの患者が作業経験者であるといえる。これを入所時期との関係でみると、1940年代までの入所者の9割以上が患者作業を経験している。その後、少しずつ経験者の割合は減っていくが、1960年代以降の入所者になってようやく6割台におち、1965年～79年が5割台（58.3～50.0%）に下がり、1980年代になってやっと20.0%になっている（表5-1-1）。

表 5-1-1 患者作業の有無と入所年（N=709）

	ある	ない	合計
1925- 1929	4		4
1930- 1934	10	1	11
1935- 1939	74	3	77
1940- 1944	156	10	166
1945- 1949	173	11	184
1950- 1954	123	17	140
1955- 1959	53	10	63
1960- 1964	19	10	29
1965- 1969	7	5	12
1970- 1974	6	5	11
1975- 1979	2	2	4
1980- 1984	1	4	5
1985- 1989		2	2
1990- 1994	1		1
合計	629	80	709

有意確率（両面）0.000

註1：入所年代別にクロス表による Pearson の²検定を行った。

註2：入所年の無回答および問 9-1 の「その他」「無回答」を除いて集計。

これは、各園ほぼ共通して開園当初より始まった患者作業の職員への「返還」や「切り替え」が、ようやく戦後 1960 年代なかば以降に進んだこと [熊本地判平成 13 年 5 月 11 日（判例時報 1748 号 30 頁）] のあらわれであろうか。入所年が 60 年代以降の語りには、「患者作業は特になかった（1966 年入所 男性）」「だんだんとやらなくていい頃だった。制度としてかわってきていた」（1969 年入所 女性）、「自分が入ったときは患者作業がなかった」（1973 年入所 男性）といったものが見いだされる。

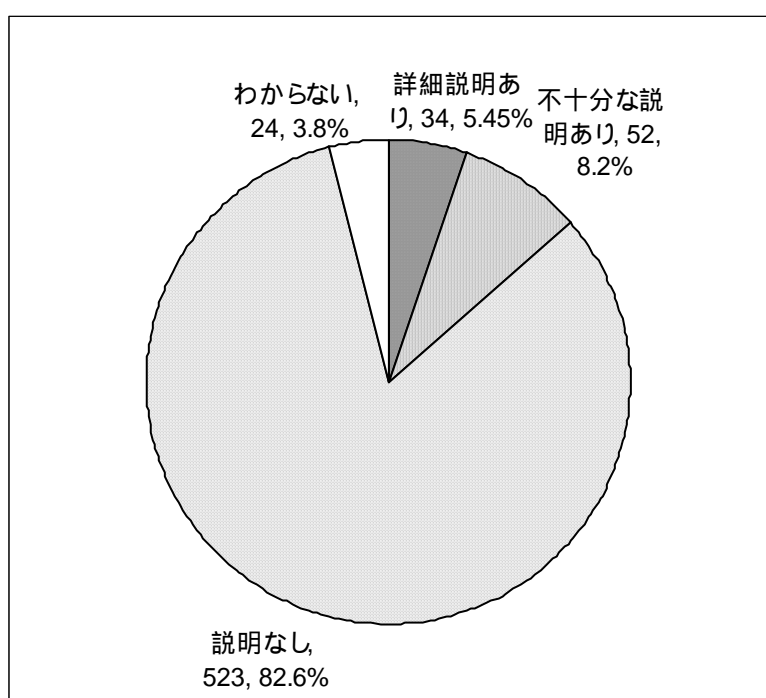
また、作業をしなかったひとは、その理由について、「足を切断したため」（1938 年入所 女性）「希望するひとがやっていた、女性だったから特にさせられなかったのかな」（1941 年入所 女性）「身体が不自由だったから」（1949 年入所 男性）「入所後まもなく両眼を失明したため」（1951 年入所 男性）「弱くて障害が多かったから」（1952 年入所 女性）「こんなところで仕事はするもんかと思っていた。入所前に仕事をしていてお金には困っていなかった」（1952 年入所 男性）「結核であったため」（1974 年入所 男性）などと語っている。すなわち、障害の軽重や性別が作業免除の主な理由となっていたことがうかがわれると共に、戦後には「作業をやらない」という積極的意志がある程度容認される余地があったことが語られている。とはいえ、後出の「体調の悪いときには患者作業を休める環境にあったかどうか」についての問い（【問 9-3】）にまつわる語りや、患者作業全般についての語り（【聞き取り 9-3】）をふまえれば、自らの患者作業の拒否や休止が、自分の代理として作業を行う同室入所者の負担となることへの遠慮や、さぼっていると思われるという周囲の目への配慮が戦後も依然として語られるように、患者作業が「当たり前と思っていた」（1947 年入所 女性）り、「衣食住が保障されているのだから働くのは当

たり前」（1953年入所 男性）といった雰囲気が続いていた。

5-2 作業に際しての医学的注意【問9-2、問9-3】

ところで、患者作業をおこなうにあたって、医師や看護師などの医療従事者から、病状に対する注意がなされていたのであろうか。作業経験者658人のうち、作業をするにあたり説明を受けて「なかった」と回答したのは、82.6%（523人）であった。8.2%（52人）が受けても「十分ではなかった」と回答し、「詳しい説明を受けた」と回答したのは、わずか5.4%（34人）にすぎなかった(単純集計39)（図5-2-1）。

図5-2-1 患者作業につく前の医療従事者からの病状への説明の有無（N=633）



註1：無回答を除いて集計。

つぎに、体調の悪いときには患者作業を休める環境にあったかどうかをたずねたところ、もっとも多かったのが「いつでも休めた」と答えた者であり、作業経験者の6割を超えた。他方、「休めたり、休めなかったりだった」と答えた者は14.1%（88人）、「休めなかった」と答えた者は19.2%（120人）であった(単純集計40)。しかし、たとえいつでも休めた者が多くても、病状と作業との関係について医学的な説明がほとんどない状態では、病状を悪化させることもあったと思われる。さらに、聞き取りからあきらかになったのは、いつでも休める状態ではあったが、休んだ者の代理は同室の入所者で手当せざるをえず、休むことがほかの入所者に迷惑をかけるということを考慮して、無理をしてでも働く者が多かったということである。あるいは、具合が悪くて休むと他の人からさぼっていると思われるなど、周囲の目を気にして休まなかった者も多い。また、当然のことながら、休むことで賃金が入らなくなることを避けるために無理を押しつけて作業をすることになる。

5-3 作業の病状への影響【問9-4、聞き取り9-2】

このような状況において、入所者本人は、患者作業が自分の病状に影響があったと思っているのだろうか。作業経験者 658 人のうち、「とくになかった」と回答した者が 51.8%（328 人）いる一方、「大いにあった」25.3%（160 人）、「少しはあった」17.4%（110 人）で、4 割あまりの者が病状に何らかの影響があったと回答した（単純集計 41）。

入所時期からみると、付添等の比較的重労働の患者作業がおこなわれていたころ、とりわけ 1930 年代～40 年代に入所した者たちの多くが病状に影響があったといえよう（表 5-3-1）。

表 5-3-1 患者作業の病状への影響と入所年代（N=572）

入所年代	大いにあった	少しはあった	特になかった	合計
1925-1929			2	2
1930-1934	1	1	6	8
1935-1939	31	11	23	65
1940-1944	47	29	67	143
1945-1949	38	28	87	153
1950-1954	25	23	68	116
1955-1959	10	5	36	51
1960-1964	1	3	15	19
1965-1969		1	5	6
1970-1974		3	3	6
1975-1979			2	2
1980-1984			1	1
合計	153	104	315	572

有意確率（両面）0.003

註1：入所年代別にクロス表による Pearson の²検定を行った。

註2：入所年の無回答および問9-4の「わからない」「無回答」を除いて集計。

影響があったとする人は、どのようなことでそうなったのか。聞き取りの記述からみてみよう。

ハンセン病の症状であり、後遺症でもある感覚麻痺は、温度や痛みを感じさせないがゆえに、やけど（凍傷も含む）や傷を起こしやすい。にもかかわらず、高温のものや水を使う（とくに寒冷地の療養所で問題）作業（洗濯、配食のときの食缶、スポットライトの係、はんだごてを使う係）についたり、けがをしやすい作業（山の開墾、縫製作業における針刺しなど）に従事させられており、その結果、手指の欠損・切断、神経痛などの症状や後遺症をすすめたことがわかる。

また、無理な重労働・長時間労働が病状をさらに悪化させたことはいうまでもない。24 時間ぶっ通しの患者看護（いわゆる「患者付添」）や山の開墾、防空壕掘り、目が悪いのに縫い物の作業に従事したことなどがこの例である。そのため、神経痛を重くしたり、手足

の指をなくしたり、結核になったりした。作業中に倒れて、気づいたら入院していたという例もある（1941年入所 男性）。

患者作業がよく行われていた戦前・戦中期（戦中期には、さらに奉仕作業が加わる）には、食糧事情が悪いこともあって、栄養状態が悪く、そのため治る傷も治らないという状態であったことも指摘されている。また、下駄が半年に1回の支給など、作業に必要な物資の不足も問題であった。

さらに、病棟での患者看護（付添）に関しては、赤痢や結核などの伝染性の病気にかかった患者の看護を介して、伝染が拡大するということがあったと語られている。伝染性の病気であっても排泄物の処理などをふだん通りおこなわねばならなかったからである。これは、療養所でのハンセン病以外の疾患の蔓延を促進したのではないだろうか。

・1945年、終戦直後、赤痢と栄養失調で園内でバタバタとひとが倒れた。倒れると「籍元制度」により、同部屋の仲間が24時間の付添看護に行き、それで感染が広がり、その年で240人ほど死者が出た。感染対策などなかった。自分の結核も最初に同部屋の人が結核になり、その看護に結核病棟に行っているうちに感染したものだ。仲間の看護をしているうちに結核になった人は少なくない。（1941年入所 男性）

重症者の看護をはじめとする視覚障害者や不自由者等への生活介助を、軽症な入所者の義務として強制した患者看護（患者付添）制度の中で、一部の療養所で行われた、重症者の世話を出身部屋の他の入所者が看なければならぬ、とする患者同士の後見人制度が、ここで語られている「籍元制度」である。こうした療養所独自の患者看護システムが、各園独自にそれぞれ存在しており、入所者たちに強い強制力をもっていたことが聞き取りからうかがえる。

こうした患者看護等の患者作業と、入所者組織（自治会）との関係についての語りも見いだされる。とりわけ、施設運営に必要な労力を管理作業として担わされる、という歴史的側面を持った自治会による患者作業の入所者へのわりあてについての、「世話人役（わりあて）がいやだった」「自治会に入って、作業のわりふりをする担当者になったとき、入所者からどうして自分にはこんな作業をさせるのか、というようなことを言われるのがつらかった」（1952年入所 男性）などの語りは、入所者を管理する側に立たされた入所者の本心である。

5-4 患者作業全般についての語り【聞き取り9-3】

語りにあげられている作業名は、多種多様である。もっとも過酷で多くの者が苦痛に感じていた重病者付添を筆頭に、不自由舎付添、精神病棟付添、洗濯、包帯巻き、土木、左官、大工、金工、豚舎、鶏舎、牛舎、農作業、炭の配達、プロパンガスの配達、郵便物配達、炊事、食缶運び、道路清掃、印刷、縫製、ミシン部、樹木管理、補助教員、子ども寮の寮父母、家具部、売店、製茶場、理髪、畳縫い、薬配、歯科助手、外科等の医療補助、炭背負い、山の開墾、くみ取り、草取り、など、実に様々な作業が患者へと割り当てられていたことがわかる。さらに、死んだ仲間の清拭・湯灌、火葬、自殺者の始末等、仕事までを割り当てられている。作業はほとんど強制であり、「療養しながらこんなことまでしな

いといけないのか」と思っていた者、「大変だけど患者作業は当たり前という感じであった」という者とさまざまである。しかし、具体的な語りからは、往時の苦勞がしのばれる。以下に具体的な語りをあげる。

- ・働くのは当たり前と思っていた。(1947年入所 女性)
- ・患者作業は、こういうものだなと思い、お金もなかったので、園では作業を行うことが当たり前であると思っていたので、それほどたいへんとは思わなかった。(1945年入所 男性)
- ・衣食住が保障されているのだから働くのは当たり前だった。(1953年入所 男性)
- ・当たり前のように患者作業をやっていたんだろうが、今思えば、とても変なことだ。(1946年入所 女性)
- ・休みたくても医師の診断が必要だった。(1943年入所 男性)
- ・体調が悪いと訴えても係（患者）は休暇を認めてくれなかった。(1952年入所 男性)
- ・作業はほとんど強制であった。当時1日働いて28銭、1カ月に使えるお金が3円。付添の仕事については、若い女性の生理の始末まで、男性がしたりした。相手の気持ちを考えるとつらいものがあった。亡くなった人の死後の処置もした。いつかは自分もお世話にならなければならないと思い、がんばってお世話した。職員は仕事が終わったら帰るが入所者は365日、24時間の仕事と一緒にだった。(1941年入所 男性)
- ・精神病棟での作業のときは、鉄格子がしてありかわいそうだと思った。病棟患者がなにをするかわからないので、しばらくは眠れなかった。(1953年入所 男性)
- ・賃金が明瞭ではなかった。それは屈辱以外のなにものでもなかった。半強制的だった。(1941年入所 女性)
- ・賃金がひどく低く、ひどくバカにされたような思いがある。(1958年入所 男性)
- ・以前働いていて、やめるときには月20円もらってましたが、大島へは行ったら、一番下が1日7銭なので、月に2円10銭しかもらえなんだ。(1944年入所 男性)
- ・特別看護人制度はいやだった。籍元制度といって重症になった人を出身元の部屋の人間が世話を交替です。性格の合わない人でも強制的に面倒をみにいかなければならない。盆正月の挨拶や、食事その他の介護など、美風なんだろうがほとんど疲れた(1953年入所 男性)

・まさか火葬までするとは思わなかった。入梅時に火葬したとき、初めてやるひとに霊がつくと言われて、こわかった。3~4回やったか。(1948年入所 男性)

・亡くなった人がいると、再生ガーゼ(かなりきたない)で拭いて、棺桶に入れるまですべて患者がしていた。遺体(解剖後)をくるむ布も再生しているものなので、棺桶をかつぐと板で手作りした棺桶から遺体から出る水がしたたり落ちて、いやだった。(1948年入所 男性)

・結核患者のたんつぼ集めやその処理をしていたが、きちんと処理せず、適当にすてたりしていた。(1948年入所 男性)

・どんな病気の患者でも付添をしないといけなかった。チフス、赤痢等。排泄物の世話もあった。(1938年入所 女性)

・とにかくつらかった。同じ入所者の仲間内でもいろいろな症状による病気もあるので、それらの人の世話をするのはとても大変であった。(1943年入所 男性)

・金銭管理で1円不足したことがあり、監査員から追い出されたことがつらかった。今はよかったと思っている。(入所年無記入 男性)

・気管切開した患者のたんをとる。知識のないのにさせられるのは恐くて仕方なかった。(1947年入所 女性)

・長靴がほしいため作業に協力していた。(1949年入所 男性)

・星塚敬愛園では、結婚する条件として、付添部屋に入り、付添の仕事をするというのがあった。付添賃金が高かった(月に500円)ので、ずっと長くやっていたひとがいた。(1951年入所 男性)

・知り合いが農事作業からかえってきて地下足袋がぬげないと思ったら、釘を踏み抜いていた。感覚がないので、そういうことが起こる。(1942年入所 男性)

・付添作業は1カ月に1回から3カ月に2回の割合でまわってくる。これは絶対行かなければならなかった。医師の証明をもっていけば休めたが、なかなか証明をくれなかった(1952年入所 男性)。

・「いずれおまえも不自由になるのだから今やっておけ」と皆が言っていた。(1952年入所 男性)

国立療養所入所者調査（第1部）

・付添の仕事なので24時間の拘束はあるが、賃金をもらえることと、4畳半の個室がもらえることは、12畳に4～5人の雑居部屋に比べよかった。（1947年入所 女性）

・印刷工が一番勉強になった。入所前グレかかっていた自分が在園者の姿をみて一緒に頑張って働いて、まっとうな道にもどった。（1948年入所 男性）

・ミシン部。昔は反物で支給され、強制的にあなたは何枚縫いなさいといわれたことがあった。割り当てられた分を作ったことが印象に残っている。自分たちが着るものなので、いやだとも思わなかった。（1947年入所 女性）

・盲人夫婦の付添看護を20年間やり、その後売店で働く。売店の仕事は楽しかった。（1946年入所 女性）

・葬儀をするときに、棺桶の底板だけを遺体と一緒に焼き、上部は別の遺体をいれるのに使用された。（1943年入所 男性）

・自分の学生時代は軍事教練ばかりで勉強ができなかったので、学校の補助教員のときに子どもと一緒に勉強できたことがよかった。（1943年入所 男性）

・自分が作った補装具を入所者が使用し、日常生活が楽になったと言われればうれしく思い、適応せずにはげをしたと言われればつらかった。（1952年入所 男性）

・夜中に重症患者が出たときに、医者や看護婦に連絡するが、すぐに来ない。何をしているのかと思えば、当直室で麻雀をしていて（お金をかけていた）すぐに来てくれない。来たかとおもえば「来てやったぞ」という感じ。注射1本ですぐ帰ってしまう。そのまま、状態が落ち着くまでそばにいて、夜中の2時3時になることもあった。（1947年入所 男性）

・患者地帯の仕事を事職員はやらなかった。全部患者が作業をした。誰も入ってこない。ここに来たとき、患者地帯にいた職員は炊事場の5人だけだった。患者地帯で患者が死にそうになっても医師が来てカンフル一本打つだけ。死んだら医者から職員、健常者は誰一人死体にさわらなかった。解剖しただけだった。湯灌から火葬まで全部患者がやった。（1949年入所 男性）

他方、「いやじゃなかった」「楽しかった」と語る者も少なからずいる。

・大変だったということはない。楽しくやった。みんなでわいわいと楽しかった。小遣い稼ぎで患者へ食事を運んで、ひきあげて食器を洗うなどをしたことがある。（1952年入所 男性）

- ・患者作業はとにかく楽しく療養生活でとても救いになった。（1957年入所 女性）
- ・患者作業は楽しみであった。賃金はわずかではあったがそれは問題ではない。手伝えることがあることがうれしかった。（1947年入所 男性）
- ・友人ができて楽しかった。（1941年入所 男性）
- ・歯科で助手のようなことをしていたとき、医師がやさしく、よくしていただきました。（1944年入所 女性）

そして、作業で習得した技術を生かすことができた者は次のように語る。

- ・つきそい、理髪、洋裁を45年した。洋裁の仕事を覚えられて感謝。病気をごまかせる（近くの町で洋裁をしていることになっていて、製図を教えたりできた）。（1941年入所 男性）
- ・庭師の資格を取ったことが園の緑化運動などにも影響を与えていると思う。（1941年入所 男性）

患者作業を肯定的に語る者たちは、軽症で作業が苦にならなかつたり、自治会や図書館の仕事で、共同で行ったことについての楽しさを振り返り、あるいは、花木の植樹などに従事し今や大きくなった木々をみて「いい仕事をした」（1948年入所 男性）と、やりがいを感じている者たちであった。

6. 優生政策

6-1 産まなかった（産めなかった）理由 ～隔離政策による生殖の制限～

【問 10-1、問 10-1-1、問 10-1-1-1、聞き取り 10-2（一部聞き取り 10-1）】

療養所生活の年数を推定できた人のうち、8割強が40～69年間という長期間に及んでいる（単純集計 6）。また、入所時の年齢では、51.1%（370人）が10～19歳で、35.4%（256人）が20-29歳で入所したと答えている（単純集計 18）。大部分の入所者は生殖年齢期を療養所内で過ごしてきた。入所生活は、生殖年齢にある人びとの出産行動にどのような影響をあたえたのだろうか。

入所中に子どもを産ま（め）なかったと答えた人（男女）は95.1%（626人）、入所中に自分の子どもを産んだ人（男女）は4.9%（32人）であった（単純集計 42）。子どもを産ま（め）なかった理由については、「断種・墮胎・不妊手術」が49.0%（291人）、「園内結婚をしなかった」が23.2%（138人）、「たまたま妊娠しなかった」が8.8%（52人）、「ハンセン病を気にして妊娠しないように注意した」が6.1%（36人）などとなっている（単純集計 45）。外科的措置である断種、墮胎、不妊手術が産ま（め）なかった理由の半数を占めていることは、入所者の生殖制限に療養所が積極的役割を果たしたことを改めて裏付けており、医療機関としての責任が問われる。

6-1-1 断種・墮胎・不妊手術を受けた理由

「断種・墮胎・不妊手術」という理由を挙げた人たちの聞き取りでは、「産まないのが当然だった」「強制ではなかった」「常識だった」「仕方がなかった」といった説明が目立つ。

・そもそも患者どうして結婚しても子供を産むというのがまちがっている。ここは療養所の内である。ここの中で結婚するのに夫が断種の手術をするのは当然のことだと思っている。（1938年入所 女性）

こうした、国立療養所において入所者同士が結婚し子供を持たないのは当然である、とする語りのなかで注目されるのは、「当然だった」という単純な肯定であると共に、その多くの場合が、「そう思うしかない」という別の理由を伴って語られていることである。以下では「強制的だった」という人も含めて、「断種・墮胎・不妊手術を受けた理由」として挙げられたものを概観してみよう。

結婚の条件

まず、断種が結婚の条件とされたことは多く語られており、このことは、生涯を療養所で暮らすことを予期せざるを得ない多くの入所者に、結婚生活という社会通常の営みを獲得するために断種が当然視されたことがうかがえる。

・結婚をする条件として、どちらかが手術をしないと、夫婦舎に入れてくれない。（1942年入所 男性）

・園内で結婚する為の条件だった。昭和40年でさえ断種が行われているような状況だった。(1960年入所 男性)

また断種はせずに、妻が妊娠したら墮胎というケースもあった。

・恵楓園では断種、不妊手術は強制ではなく妊娠したもののみ墮胎させられたが(自分は)経験はない。(1941年入所 女性)

それでは、社会通常の営みであるとはいえ、断種・墮胎という過酷な条件のもとでもなお結婚したいという切実な想いのなかには、療養所という環境に関連するところがあったのだろうか。これについて、以下のように、結婚したい切実な理由を、劣悪な居住環境からの脱出とする語りがある。

・昔乞食でもこんな暮らしはしないと思うほどみじめな夫婦生活であった。30畳に15人が暮らし、夜に夫が通って来るという生活をしていて。昭和25年頃、4畳半の部屋に入った。しきり一枚であったが夫婦生活が見られないということに救われたことか。その間の生活はなんとも言われない。思わず、万歳したほどであった。(1945年入所 女性)

・断種はしなきゃいけない感じが強く強制的であった。1週間位で良くなるから。結婚の理由は、雑居部屋から出たかったこと。自分達の生活をつくりたかった。(1948年入所 男性)

また、孤独を癒すために結婚した人もいる。

・あまり寂しくて結婚した。愛情とかよりも、すがりたくて結婚した。兄嫁に意地悪されて、療養所に入所しただけでもうれしかったし、死ぬ一歩手前であったから、(夫は)自分と結婚するために断種したので、大事にしなければと思っている。(1945年入所 女性)

生活への不安

・ここでは主に断種が行われていた。自分でももう働けないだし、子どもなんて産んで育てるお金もないし、と、患者も当然のこのように手術を受けていたようだ。(1944年入所 男性)

・断種手術は強制ではなかった。自分たちは育てきれないので子供ができたら困るという判断をした。一生療養所ですごすのだから、子どもがいても...という思いで簡単に手術をしてしまった。今思うとちょっとうかつだったと思う。(1951年入所 男性)

・妻が妊娠したので断種した。妻は墮胎手術を受けた。自分達は一応納得して受けたつもり。自分達の生活がいっぱいで育てる自信もなく、子供と会えないことなどを考えて。園

が悪いとは思っていない。強制されたとは思っていない。（1944年入所 男性）

このように、子どもを育てるための生活設計が立てられない状況にあるという認識で断念したという回答が目立った。

病気との関連

断種・墮胎・不妊手術を受けた理由として、病気との関連をあげている語りがある。ただ、そのなかにはあいまいな医学的な根拠を鵜呑みにしている場合もある。

・結婚を許可してもらうのには断種が条件になっている。結婚してもいいが、子どもを作ったら困るから断種するというのが習慣であり常識だった。半強制だった。男の手術の方が簡単だったので男が手術を受けた。自分の子どもにうつすわけにはいかないとも思った。子どもに病気が出たら大変なので断種はやむを得ない。危険を避けるのは当たり前。（1947年入所 女性）

・当時は、結婚の条件として当然のように受け止められていた。今現在もその条件付結婚は正しかったと思っている。確率的にハンセン病の者同士が性交を持てば、子供もそうなることは十分考えられる。また新たなハンセン者を出してどうするの？（1943年入所 女性）

・自分が母から感染したので、自分の子に感染させてはいけないと思い妻も同感だったと思う。（1947年入所 男性）

・女の場合、妊娠すると病気が再燃する確率が高いと聞いていた。自分たちはこうして妊娠もなくこうしている為、今、こうして生きておられるのかなあと思う。（1946年入所 女性）

・断種手術するのが結婚する条件だった。それが当然と思われていた。自分自身子どもを産もうとは思わなかった。子どもに染ったら困る。自分の子どもに自分のような苦しみを味あわせたくないから。（1939年入所 女性）

子どもを手放す不安

・子供が産まれても、診療所内では育てられないし、離ればなれで生活すれば、よりかわいそうだから、ここで生活する以上、2人でいた方が幸せだから、話し合いのうえ、夫が断種した。（1948年入所 女性）

・手術しない人で、子どもが生まれるとすぐに草津の療養所に子どもだけ強制的に送られてしまうので、そんなことになるくらいなら子どもは産まない方がいいと思った。（1947年入所 女性）

・草津は唯一、保育舎のある所であったが、幼児を入浴させながら水死させるという噂があった。そこで行きづまって先生に中絶手術を願い出た。6ヶ月ですでお腹の中で動いていた。自然墮胎にせず、切断して取り出した。夫の方は結婚するなら断種してからとの規則を犯したのがばれて断種手術を受け、夫婦並んで入院してしまった。（1942年入所 女性）

その他

・自分があまり望まれて生まれてきたとは思ってなかったため、元々、子どもを産む気持ちが全くなかった。（1950年入所 女性）

避妊を実践していた人もいるという。

・その断種手術のことですけれど私が結婚した昭和29年、昭和30年頃全然手術をしていない人もいます。それは夫婦で避妊が出来る、それが出来る人もいます。私みたいに手が不自由なものはそのようなことが出来ないから断種手術を受ける以外に方法はなかったから。私と同じ頃に結婚したものでも断種手術を受けなかったものを3、4人知っています。それは手が正常に近いからきちんと避妊が出来ていたからだと思います。（1944年入所 男性）

妊娠を自他共にタブー視する風潮もあった。

・子供を作る事は悪い事だとの印象しかなく、とにかく気をつけていた。子供ができたことが分かると、できるだけ外出を控え、隠れるように生活を行った。手術の日には無理やり足などに怪我をして怪我を見てもらいに行くと周囲にはうそつきながら、医者の方へ行っていた。（1957年入所 女性）

・妊娠し子どもができたことで何か犯罪人みたいになっていた。（1939年入所 女性）

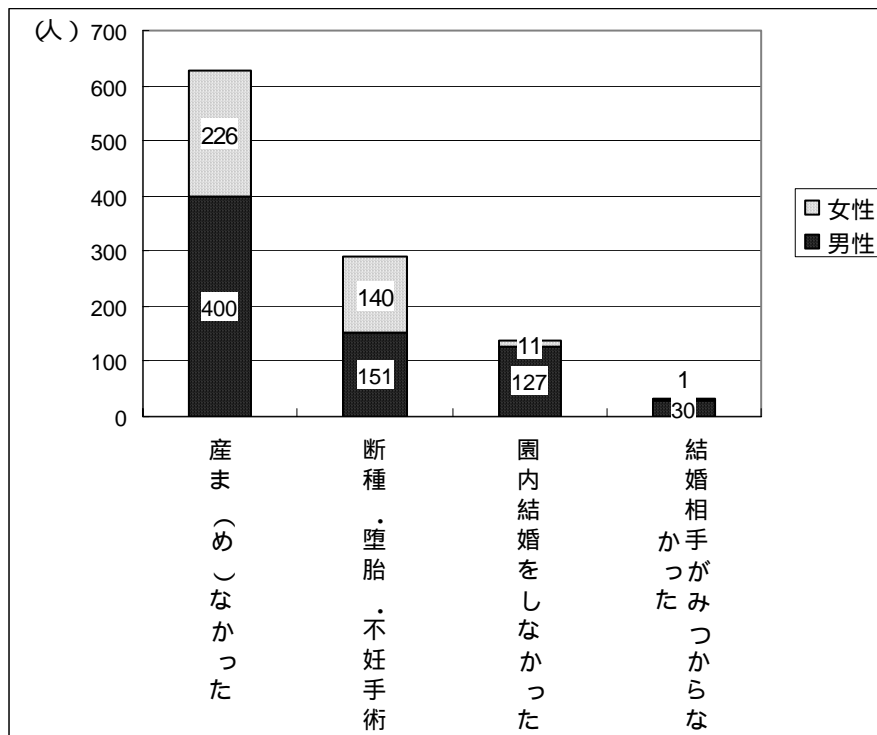
6-1-2 園内結婚をしなかった理由

一方、「園内結婚をしなかった」人のさらに詳しい理由としては、「結婚相手が見つからなかった」が26.1%（31人）、「療養所外に配偶者がいた」が20.2%（24人）、「ハンセン病にかかって子どもをつくるべきではないと思った」が5.0%（5人）、「断種や墮胎が嫌だった」、「治って退所してから結婚したかった」がいずれも4.2%（5人）となっている（単純集計46）。

入所者には男性が多く、男女比に偏りがあったことはよく知られている。本調査でもそれを反映しており、「産ま（め）なかった」と答えた人の男女比は、男性63.9%（400人）に対して女性36.1%（226人）であるが、その理由として「園内結婚をしなかった」と答えた人の男女比は男性92.0%（127人）に対して女性8.0%（11人）であった。さらに、園内結婚をしなかった人のうちの「結婚相手が見つからなかった」と答えたのは男性96.8%（30人）に対して女性3.2%（1人）である。「産ま（め）なかった」理由に「断種・墮胎・不妊手術」を挙げた人の男女比がほぼ等しいことを考えると、園内での男性の「結婚難」

が際だってみえる（図6-1-1）。

図6-1-1 産ま（め）なかった理由および園内結婚しなかった理由と男女比(N=626)



聞き取り欄には次のような記述がみられた。

・自分は当時（結婚適齢期）体の調子も悪かったし経済力もなかった。男の患者が多かったし、動物の世界でも強いオスがメスを支配する。自分にはそれだけの力がなかった。（1938年入所 男性）

・この病気は男女比 4：1 位に女が少なくてね...身体の不自由な男性は結婚できない人が多かったよ。私もおそくなって結婚したが、子どもをうめる年代ではなくなっていたよ。（1953年入所 男性）

また、園内結婚をしなかった理由に、配偶者を残して入所したことを挙げた 24 人のうち、20 人は 16～39 歳で入所しており、その多くが在園年数 20 年以上に及ぶ（表 6-1-2）。この場合にも長期にわたり配偶者と別れて生活したことが、出産行動に影響を与えたと推測される（表 6-1-2、表 6-1-3）。

表 6-1-2 療養所外の配偶者を理由に園内結婚をしなかった人の在園年数

在園年数	N=23	註1:「無回答」を除いて集計。
-19	3	
20-29	6	
30-39	2	
40-49	7	
50-59	5	

表 6-1-3 療養所外の配偶者を理由に園内結婚をしなかった人の入所年齢

入所年齢	N=24	註1:「無回答」を除いて集計。
-19	2	
20-29	7	
30-39	11	
40-49	3	
50-59	0	
60-	1	

ハンセン病患者が病気や生活不安などを理由に、自主的に産まない決心をすることもあ
るだろう。しかし、療養所では断種手術が結婚の条件にされるなど、産みたくとも産めな
い状況が前提として存在していた。また、園内結婚が許容されていたとはいえ、療養所内
の男女比のアンバランスや療養所外に配偶者を残しながらの長期間にわたる療養所生活が、
療養所内での結婚そのものを困難にしていたともいえる。療養所に隔離されること自体が、
そうでない場合よりも生殖に制限が加えられることは言うまでもない。このようにハンセ
ン病患者の隔離政策と優生政策の関係を検討する際には、園内結婚をした人の断種・墮胎
だけでなく、療養所への隔離自体が生殖制限ひいては優生政策につながる点に留意する必
要がある。

6-2 断種・墮胎・不妊手術の経験 【問 10-2、聞き取り 10-2】

断種・墮胎・不妊手術の被害は園内結婚しなかった人にもありうることを念頭に置く必
要がある。本調査では断種・墮胎・不妊手術の経験について、園内結婚の経験の有無にか
かわらず質問した。

男性の回答では、「園内結婚にあたり、断種手術を受けた」が 26.2%（117 人）、「女性
が妊娠をして、断種手術を受けた」「上記の理由以外で、断種手術を受けた」が 11.2%（50
人）で、合計 37.4%（167 人）が断種手術の経験があると答えた。断種手術を「経験してい
ない」と答えた男性は 62.6%（279 人）であった（単純集計 47）。

一方、女性の回答では、「妊娠をして、墮胎手術を受けた」が 18.2%（31 人）、「妊娠を
して、墮胎手術を受け、不妊手術も受けた」が 11.2%（19 人）、「園内結婚をするにあたり、
不妊手術を受けた」が 2.9%（5 人）、「上記以外の理由で、不妊手術を受けた」が 2.4%（4

人)で、墮胎や不妊手術の経験があると答えた人の合計は 34.7% (59 人)であった。また、墮胎や不妊手術を「経験していない」と答えた女性は 65.3% (111 人)であった(単純集計 48)。

なお、断種・墮胎・不妊手術の被害を知るには、本人自身の経験はもとより、夫婦としてどうだったかを調べる必要がある。例えば、妻に墮胎や不妊手術の経験がなくとも、夫が断種手術を受けていれば、一組の夫婦として生殖制限が実行されたことになる。したがって本調査では、夫婦としての生殖制限の実態を知るために本人と配偶者両方の経験を質問した。

墮胎も不妊手術も「経験していない」と答えた女性のうちで、夫が「園内結婚をするにあたり、断種手術を受けた」と答えた人は 39.6% (44 人)であった。その他の理由によるものも含めると、「経験していない」女性の 43.2% (49 人)が、夫が断種手術を受けたとしている(図 6-2-1)。一方、断種手術を受けたことのない男性で、妻が何らかの理由で墮胎か不妊手術、または両方をうけたと答えた人は合計 8.2% (23 人)であった(図 6-2-2)。以上のことから、生殖制限を夫婦としてみた場合、妻が墮胎・不妊手術を経験していない場合でも、その夫が断種手術を受けていることが多い点に注意する必要があるだろう。

図 6-2-1 妻が「経験していない」場合の夫の経験(N=97)

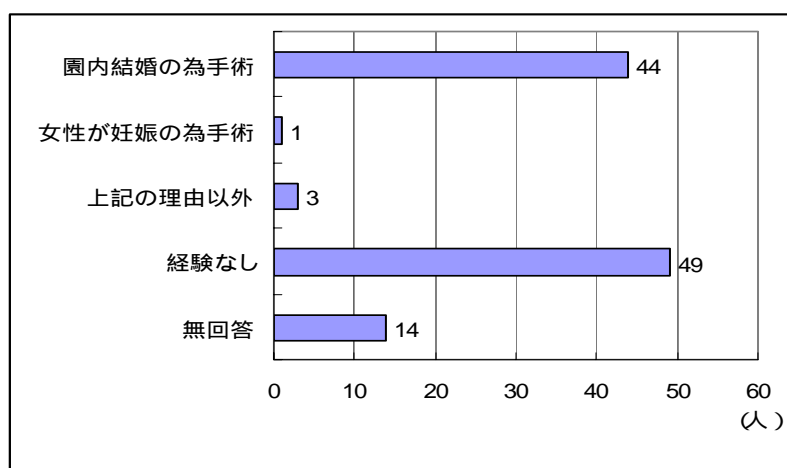
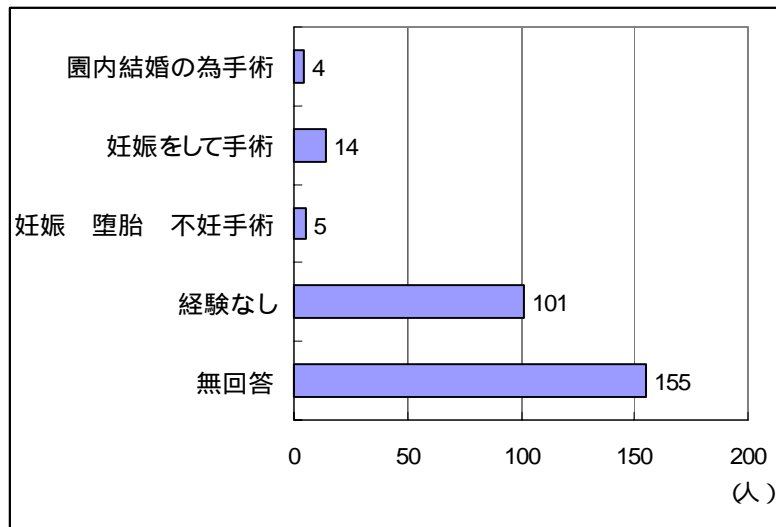


図 6-2-2 夫が「経験していない」場合の妻の経験（N=279）



また、断種、墮胎、不妊手術の経験について聞き取りをした。ご自身の経験や見聞きしたことについて以下のような回答があった。

（1）断種の経験

断種による屈辱感

断種手術は、男性入所者にとって人間としての自尊心を傷つけられた大変屈辱的な経験だったことがうかがわれる。

・若いときに手術されたので、はずかしい思いが忘れられない。その手術がいやで結婚しない人もいた。自分はもう当然という周囲の風潮があって、しかたがないことだと思って受けた。（1943年入所 男性）

・医師ではなく、看護の人間が断種を行った。「さん、先生より上手な人がやったからね」と言われた。医師がやらなかったと聞いて、ますます傷ついた。引っ張られるような感触と音が未だに忘れられず、他のことは許せてもこのことだけは許されなかった。（1941年入所 男性）

・子どもが好きだったので欲しかったが、周囲の反対が強かった。生活力もなく、産んでいたら子どもがかわいそうだったかもしれないので、結局はよかったと思う。ただ、断種については男として、人間として屈辱感があり、非常に抵抗感があった。（1950年入所 男性）

・手術よりも手術をするかどうかの身体検査が屈辱的なものであった。ペニスや睾丸を触られて、おまえは大丈夫そうだから手術が必要だと言われた。（1947年入所 男性）

特に断種手術の現場で性的に辱められたと感じている人も多い。

・外科の手術室で医師が不器用で30分もかかった。看護婦もいるし、足を上げたままで「恥ずかしい」し「みじめ」であった。一生忘れない！（1948年入所 男性）

・松丘保養園に附属の看護学校があり、看護学生十数人が手術時立ち会っていたので、若かった私ははずかしかった。（1941年入所 男性）

・昭和23年頃、外から看護学校の生徒が30人ぐらい愛生園の見学に来ていた。そのとき友人の断種手術があり、その様子を生徒30人が見て観察された。本人は若い娘が見ている前でとてもはずかしかった、ととても怒っていたが、当時は園に対しては何も言えない時代だった。（1947年入所 男性）

・妻の墮胎に責任を感じたのか夫は自ら断種希望。手術の日、何の通達もなくインターンにたくさん囲まれ「とてもはずかしかった」と話していた。（1947年入所 女性）

一般の病院でこのような経験をするのもつらいことだが、入所者の場合、生活の場でもある療養所の中で日常的に顔を合わせる看護婦（異性）にみられながら手術を受けたことは、大きな心理的負担となったと思われる。

男性が断種のターゲットとなったことに不満を漏らす人もいる。

・男ばかりが「断種」されていた。女が「不妊」手術をすればいいのに。（1949年入所 男性）

一方、「男性が断種の犠牲となった」という言い方に反発する女性もいる。

・その時代で結婚するにあたって、男が犠牲になったかの様に報じられているが、性欲のはけ口として女を見ているとしか思えない。納得して結婚したのではないのか。子どもがいたら、感染のことや、親のことで、一生そのことが気になってしまったのではないか。（1944年入所 女性）

断種による身体的苦痛

・麻酔もかけずに手術した。痛くて痛くて頭のシンまでこたえた。男として台無しだと思いき涙が出た。軍隊よりひどいと思った。（1949年入所 男性）

・手術は看護婦がした。手術が終わると、止血もしてくれず、出血のまま部屋に帰らされた。（1938年入所 男性）

・手術後痛いのでがに股で歩いて帰った。出血もしていた。その後、2ヶ月ぐらい四六時

中勃起していて大変だった。（1944年入所 男性）

・断種の手術を受け夫は症状が悪化したようだった。（1939年入所 女性）

・手術の際、細菌で感染してお腹が腫れた。その後夫は2~3日寝ていた。その経過について文句を言いたい。それは人間的にやってはいけないことである。（1939年入所 女性）

妻を思いやって断種

・結婚する人の断種手術はあたりまえだと何の疑問ももっていなかった。女が苦しい思いをするより、男がした方がよいと考えていた。規則だと思ってやった。（1942年入所 男性）

・結婚する条件としてどちらかが手術しないと夫婦舎に入れてくれない。女はもっと恥ずかしいので自分が断種をした。（1942年入所 男性）

・昭和33年結婚。その頃より前は「不妊」あるいは「断種」は強制だったが…。妊娠したら自分の責任で処置すればいいことになった。（産んでいいということではない。）そんなことできないので妻は若かったし、自分が「断種」手術を受けた。（1940年入所 男性）

子孫を残せないことの無念

・種の継続という点に関しては不本意で、怒りを感じる。生きた証がない！（1961年入所 男性）

・子孫がないということ。仕事が忙しいので、考えにふけていることはないが、小さい子を見ると、自分の孫は見られない、家系は途絶えたのだという思い。（1935年入所 男性）

・子どもを産んで育てていける環境ではなかった。医師から「幼児感染がしやすい」との話も出ていた。やむを得ない選択であった。「人」として思ってくれるのなら「子孫を残す」事のできなかつたこの気持ちを理解して欲しい。（1948年入所 男性）

・園内で結婚する場合は断種しなければならないと決まっていたと知っていたので、仕方がないとあきらめたが、子孫を残せないのは人間として「情けない」と感じる。病気のことを知らない親戚からもなぜ子供を作らないのかと問いつめられたりして困った。子孫を残せなくてさみしいという気持ちはある。（1952年入所 男性）

自らは墮胎、不妊手術を経験していないが、夫が断種をしたこの女性は、「子孫」よりも「子ども」に思いをはせている。

・女として子供を生めなかつたことは悔いる。愛生園にも子供はいない。園の行事で地域

の子が入ってくるが、その子たちの肌に直接ふれてみたいと思う。（1956年入所 女性）

あからさまな断種の強制

・夫は、結婚に当って睾丸炎？（本人もよくわからないが）にかかって子種がなく断種の必要はないと主張したが、「やつらは聞かず」スジ切りされた。（1943年入所 女性）

・後の夫は初婚のときに手術をしていた。彼は逃げ回ったが、しまいにはせざるをえなかったと言っていた。（1941年入所 女性）

・当時の婦長に追いかけられ、断種しろと言われた。試験管に精子をいれてもってこいと言われたが、反発して持っていかなかった。（1955年入所 男性）

・結婚してから看護婦が毎日部屋に来て断種を強制的に行った。（1946年入所 女性）

・強制的に「断種」の手術をうけさせられた。痛い目にあわされたのだから慰謝料をもらいたい。その時、自分は園内を逃げ回っていたが、看護婦に見つけられた。（1949年入所 男性）

・情報が早く職員へ知れていたのか、結婚するかも知れないという関係の時から後をつけまわして説明も了解もなく有無を言わせずご主人が断種された。長島愛生園で。（1944年入所 女性）

懲罰的な断種の疑いも指摘されている。

・予防的処置であるはずの断種なのに、70歳近い夫婦に対しても断種をしていたので、罪として行っているのではないかと抗議した。（1941年入所 男性）

退所と断種

・退園の際に優生手術をするのは本当にひどいことだ。（1942年入所 男性）

・他者であるが、軽快退所をする際、断種手術を受けたようだ。（1954年入所 男性）

・昭和35年結婚したが、園の職員から言われて「断種」手術をしている。その2、3年後に園の職員から「社会復帰するか？」と聞かれ、本当に腹が立った。くやしさが残っている（1974年入所 男性）

断種をのがれた人びと

・戦後、断種しなくてもよくなってから、園内の人と結婚した。（1937年入所 男性）

・光田氏がやめてから昭和 38 年に結婚したのでパイプカットはせずに済んだ……。結婚の話を出すと、福祉課から呼び出しがあり、説明を受けたが医師からは私が「したくない」と言ったので認められた。また医師には「妊娠すれば早目に来い、考えてやる」と言われた。（1951 年入所 男性）

・宗教から断種は拒否し結婚を決意したときには脱走へ、となった。（1939 年入所 男性）

その他

時代の変化に理不尽さを感じた人もいる。

・「断種は当然のこと」という意識を持っていた。昭和 30 年代から、断種をしなくてもよくなり、少し納得いかない思いもした。（1945 年入所 男性）

断種手術という大きな代償を払いながらも妊娠・墮胎を経験した人もいた。

・夫が断種していたにもかかわらず妊娠したことに驚いたと同時に憤った。できた時には産みたいと思ったが、婦長から強く墮胎することをすすめられた。惜しかった。忘れられないこと。（1948 年入所 女性）

・園内結婚をする条件は断種手術を受けることであった。私の場合は、医師が、「お前は若いし、社会復帰することもあるだろうし、かわいそうだから」といってパイプカットではなく、しばる手術をしてくれた。（先生に恵まれた。）断種手術については、結婚出来るならという気持ちのほうが強かった。社会復帰して、相手の女が妊娠したが、話し合って墮ろした。子供を墮ろしたことは後悔している。（1948 年入所 男性）

（2）墮胎の経験

子どもを産めなかった無念さ

・入所時、3 年で治ると云われた。育てられないからと中絶、不妊にまでされた。あの時、産んでいれば人生は全くちがったものになっていたと悔む。（1953 年入所 女性）

・昭和 20 年結婚。夫の実家で生活する予定だったので、妊娠もした。ところが、夫が結核に罹患したため園を出られなくなり、子供は 5 ヶ月で墮胎せざるをえなかった。園内で育てることはできなかったため。中には赤ちゃんを妹さんに育ててもらって、その子が立派に成長して園を訪ねてきていた人もあり、母親の遺言を取りに来ていた人もあった。子供に名前をつけ、位牌も作った。あの子が生きていたら、今どの位かといつも思っていた。（1940 年入所 女性）

・もし、夫婦になるんだったらと条件はつけられてはいた。担当の看護婦に対して「人の子どもを殺したんだからあなたも死になさい」という人も。今でも家内はその話はしない。32 年間で、水子の供養をした。首里のお寺で、毎年。（1952 年入所 男性）

強制的な墮胎

・知り合いの女性は9ヶ月で墮胎させられた経験をもっている。いくら頼んでも出産は認めてもらえず、全身麻痺をかけられ墮胎させられた。また遺骨は郷里に送られたと聞かすが、今でも悩まれている。(1951年入所 男性)

・あの時代は、男と女が親しく話しをしていると(職員が)男を連れてって筋を切った。みんな切られた。筋切らなかつたら結婚はしないという約束をした。分からないうちに妊娠した女は無理やりに流産させられた。(1944年入所 女性)

・お腹が大きくなって療養所に入った女がいた。子供は墮胎させられる事は知っていたのだが、とても言えなかつた。その後しばらくしてその女は墮胎させられたのを恨み、実行した医師に切りかかったが失敗、ほどなく女は死んだ。(1953年入所 男性)

墮胎の場所

・妊娠しても産めないから、もしできても流産するようにしていた。そういう部屋があった。(1941年入所 女性)

・星塚敬愛園では自分は病棟の付き添いをしていたので、病棟の個室で墮胎、不妊の手術を見たり、聞いたりしたことはある。(1938年入所 男性)

園の外で墮胎することもあった。

・断種しない人は市内で墮胎していた。(1949年入所 男性)

・ハンセン病について頭にしみついた思いがあるから、子どもができた時にはヤミで掻爬した。何回か。絶対赤ちゃんを生んだらいけないと思った。当時、断種は強制ではなかつた。うつろという印象を与えられとつたから、兄弟の子も抱けなかつた。男として子孫を残すことは有頂天になることだろうが、仕方なかつた。(1957年入所 男性)

墮胎による母体への危険

・2回目の時は、出血がひどく、もうだめかと思った。1ヶ月以上入院したが栄養を摂るため着物を売って、魚をわけてもらった。(1941年入所 女性)

・3回妊娠した。医師の処置が悪かつたのかなかおりなかつた。(1941年入所 男性)

墮胎につづく断種や不妊手術

・結婚後、2回墮胎をさしてしまい、周囲のすすめもあり断種を余儀なくされた。また、妻の体をこれ以上痛めさせてもいかんから...(1957年入所 男性)

・昭和27年頃、妊娠3ヶ月で墮胎させられ、隣のベッドで夫が断種手術させられた。理由は女の不妊手術より男の方が治療が楽ということだった。医師が筋を切れとせまった。（1949年入所 女性）

墮胎時に無断で不妊手術をされた人もいる。

・今の主人との間に子供が出来たのが分かった。子供が出来た時、病気が騒ぎ出し、大島に行けば産めるが、たった1人の家族である母が「帰って来れなくなるから行ってくれるな」と言われ、そのまま7ヶ月にまでなった。7ヶ月の時、帝王切開にて墮ろした。この時私の了解も何も得ないまま、知らないうちに子供が産めないように結ばれていた。この時は強い怒りを覚えた。帝王切開をする前にまず、結んでいいか、本人に了解を得るべきだと思う。（1951年入所 女性）

生きて産まれた子

・自分たちは注意して妊娠しないようにしたが、周囲には8ヶ月になって中断した人もあった。看護婦が生きてる子を殺すのは辛い、その処置があった日、また次の日は気持ちが落ち込む（産声が忘れられない）と言っていた。（1952年入所 男性）

・7ヶ月で強制墮胎。生きて産まれたので殺された。だから産んだことになる。（1930年入所 女性）

（3）墮胎児のゆくえ

・手術場で避妊手術をした後、3~4ヶ月の胎児が膿盆に入れており新聞紙に包んで火葬場に持って行った。びっくりした。（1949年入所 男性）

・南静園で患者さんのつきそいをしている時に、処置をされて2~3日入院した人達を見たことがある。墮胎後の子供の埋められた場所も見ることがある。（1948年入所 男性）

胎児の標本の存在も知られていた。

・同郷出身の女性の子の嬰兒標本が標本室にあった。（1944年入所 男性）

・墮胎されて30年後医局に行くとホルマリン漬けの我が子と、知り合いの子供の2体が目に入る。後で、その知りあいの人にもホルマリン漬けの子供が医局にあったことを話し、2人で泣いた。（1942年入所 女性）

6-3 出産の経験とその理由

本章の冒頭で述べたように、入所中に自分の子どもを産んだ人（男女）は4.9%（32人）であった（単純集計42）。ただし出産や子どもの養育の経緯はさまざまであり、墮胎や断

種を同時に経験している人も多い。また、子どもが殺されたという人もいる。

自分で育てた

・結婚のため脱走し大阪で生活する。指を他者に気付かれないように気にしながらの生活は大変であったが、無事に3人の子供を育てることができた。（1939年入所 男性）

身内が育てた

・19歳の入所の時に同じ入所している男性と知り合い、結婚の許しをもらうため郷里へ一時帰省後、妊娠していることが分かったが、職員は見てみぬふりをしてくれた。出産するため夫とともに郷里へ、その後は昭和23年の強制収容まで子供3人と生活、強制収容後は、保育所へ預けられる。小学校にあがる前に両親のもとへ預ける。（1942年入所 女性）

・最初の子どもは流産させた。その後、断種の手術を受けたが、手術そのものが失敗だったため第1子・2子が誕生した。第1子は、療養所を出産し、療養所の職員の家で養育した。第2子を身ごもった際に妻の生まれ故郷へ。妻の姉がいっしょに面倒を見るとのことで、第1子も連れていった。その時は、一時帰宅ということで許可された。しかし、その後は療養所に戻ってくることはなく、連絡も途絶えた。その後、離婚。（1942年入所 男性）

施設に預けた

・妊娠に気づいたのは時間がたってからで、自分はおろすつもりでいたが、配偶者が欲しいということで生んだ。生まれて来る子供が、自分のように苦しむのではないかと思うと辛いから。子供を産むなら園から出ると言われたりした。出産後20時間で離された。乳児院、施設には毎週のように会いに行っていた。小、中の時の夏、冬は園に1～2週間泊ったりしていた。今は一般的な家庭生活をしている。（1947年入所 女性）

・昭和13年、帰省願いを出して、そのまま無断退所した。園で知り合った夫と2人で。昭和15年、子供が生まれました。しかし、昭和18年、再入所したときは、未感染児童として療養所の保育所に入れられ、自由に会うことができませんでした。子供が4歳になったとき、夫の母がつれていってしまいました。その後は、会っておりません。再入所して、夫が断種を受けました。（1930年入所 女性）

亡くなった・殺された

・断種したはずなのになぜか妊娠し、気がついた時は、4ヶ月を過ぎていた。人工掻爬すると母体が持たないと言われて、6ヶ月で産ませた。両親は産ませてやると言ってくれたが、田舎で育てさせるにはかわいそうだし、自分自身(妻)は育てる自信がないから生まれた子供がかわいそうだといっていた。出産後割箸にガーゼを巻きつけて砂糖水を吸わせた。毛皮に湯タンポを入れてあたためたが、12時間後自然に息絶えた。（1941年入所 男性）

・結婚した段階では夫も自分も手術は受けていなかった。子供がほしかったので妊娠した

ことをひたかくしにしていたが、夫が妊娠のことで、家族に説明にいていた時期に、狙われたように呼ばれて、強制墮胎された。ちょっと来なさいと言われた。墮胎というより出産。ばたばたしていた。赤ちゃんの髪の毛は真っ黒。生きていた。鼻と口を押さえられ殺された。眼科の医者が手術。夫は帰ってきたとき、断種の手術を強制的に受けさせられた。絶望の日々だった。手術はすすめられたが断った。（1930年入所 女性）

・断種手術を受けたのだが、妻が妊娠した。女の子が産まれたが、注射を打たれて殺された。その後再び妻が妊娠し、園外で男の子を産んだ。園では育ててはいけないということで、園の外で育てたが、ハンセン病の子ということで、何度も引越しをした。（1955年入所 男性）

その他

・療養所で知り合った人と、退所後結婚、5回妊娠した。初めての子は周りから言われて墮胎した。2回目のとき、本病との事で相談相手がほしくて、医師に相談したところ、すぐに駿河療養所に連絡され、夫や療養所の医師から責められた。カルテには朱書でライと記入された。大きな病院にかかれず、小さな産科だったため、お産が重く、周産期障害でろう障害が残った。三回目、四回目は無事出産、五回目のとき、心不全といわれ、母体がもたないとの事で墮胎した。（1955年入所 女性）

・戦争で墮胎の機械が焼けたためおろせなかった。モクマオウの木の下の特タンぶきの家だった。お腹が痛かったので便所にいこうとして子供は草の上でうまれた。（1938年入所 女性）

・同施設で知り合った女性と結婚した。子供が出来たがかくしていた。流産の話も出たが時期が過ぎていた。子供ができたなら、二人とも愛楽園にいることはできなかったの、那覇に出て産んだ。（1948年入所 男性）

6-4 「未感染児童」の断種 【聞き取り 10-3】

2003年6月25日に邑久光明園で行われた検証会議において、公開聞き取りの質疑応答を踏まえて、いわゆる「未感染児童」が断種された可能性について検証すべきであるという意見が委員から提出された。その結果、この問題を被害実態調査の質問項目にとりいれることになった。なお、「未感染児童」という呼び名については、患者の子どもというだけで、いずれハンセン病に感染し発病する存在と決めつけている、という批判がある。本報告の記述においては、当時の文脈にならぬこの呼称を用いるが、「未感染児童」とカッコ付きで表記することとする。

「聞き取り 10-3」では、「未感染児童」が療養所から出るときに「断種」や「不妊」の手術をされたということを見聞きしたことがあるか、という質問をした。「聞いたことがない」「知らない」という回答が大多数であったが、中には可能性を示唆する回答もあった。

・保育所に入っていた子ども（男児）に断種の手術をしていて、外に出て結婚しても子ども

もができないという話を聞いたことがある。（1938年入所 女性）

・噂として聞いて欲しい。18歳になると療養所から出すが、その前に仲良くなって出すときに男に断種して出したということだ。昭和28年以前の話らしい。戦後だと思うが…。その男は「一生愛生園を恨む」と言っていると聞いた。「愛生園の保育所から出て行った連中は、ほとんど子どもがない」といった噂を聞いた。（1949年入所 男性）

・（聞いたことが）ある。感染していない子どもも多かった。断種や不妊の手術をされたという話を、自分より前に入った多くの人たちから、何回も聞かされた。（1960年入所 男性）

一方、「（きいたことは）ない。自分の子どもは出産している」（大島青松園 1951年入所 女性）「知らない。聞いたこともない。敬愛園で結婚し子どもは無事に産まれた。自分の子どもは断種されなかった」（大島青松園 1944年入所 男性）という回答もわずかながらあった。

7. 外出・懲戒検束・望郷の思い

7-1 外出制限【聞きとり 11-1】

物理的制限（境界等）

ふる里から遠くはなれ、人里離れた「奇妙な国」(島比呂志)と表現されたように、国立ハンセン病療養所のほとんどは街から離れた、いわゆる「僻地」に設置された。最初に開設した長島愛生園(岡山県)も、当初候補地とされた西表島がマラリア等のために断念された後に、瀬戸内海に浮かぶ長島が選定されたのである。大島青松園、沖縄愛楽園もおなじく島嶼に位置する。こうした地理的選定そのものが、それ自体隔離政策の象徴であるとともに、物理的に自由な外出を困難ないし不可能としていたといえる。

療養所には門扉があり、多くの場合、外界と隔絶するための塀や垣根、鉄条網などがあった。

- ・園の周囲には背の高さの倍ほどの柵の垣根が植えられ、その周囲を職員が1日何回も巡回していた。「垣根まわり」専門の職員がいた。(1947年入所 女性)

- ・園のまわりにはへいがりめぐらされ、守衛がいて出ないよう常に監視されていた。出ても必ず連れ戻され、外出は絶対ダメな状況であった。(1952年入所 男性)

- ・海を渡るために、たらいに服を入れたり、漁師にたのんでイカダを組んで、逃走しようとして、発見され、監房入りした人も多い。自分も逃走したことによりまったく17年間外出できなかった。(1943年入所 男性)

- ・園の周りには鉄条網が張りめぐらされて、それを見ただけでもとても悲しく悔しい思いだった。「見張り所」といって、高いガケに二階建てを作って無断外出は厳しく取り締まられていた。(1936年入所 男性)

外出禁止

らい予防法は入所者の外出について、「親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合」あるいは「法令により国立療養所外に出頭を要する場合」以外の外出を認めてはいなかったが、それらの場合であっても外出許可は「所長が、らい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めたとき」に出されるのである。入所者による外出請求、所長(施設長)による許可、そして外出許可証の発行という、一連の手続を経て、やっと正式な外出が認められることとなっていたが、こうした手続の迂遠さの故に、様々に恣意的な人間関係や権力関係が介在し、外出に関する様々な障害を生み出していたといえる。以下に外出禁止の実態に関する自由記載欄の記述を拾う。

- ・外出は禁止で、少しでも外に出れば呼びもどされた。外に出ると地区の住民から通報が入った(1939年入所 男性)

・つい最近まで外出には医師の診断結果が必要で、外出目的、日数などを届けて、「外出許可証」をもらう必要があった。症状の重い患者は、許可証がもらえなかった。戦後、年に1回の里帰りの機会に、許可証をもらおうとしても「行くことないのでは」と言われイヤな思いをした（1949年入所 男性）

・町へ出る時に園の木札を門に出す。門で、職員がふんぞり返って「何しに行くのか！」ときく。犯罪者じゃあるまいし。こんな無礼な、嫌な話はない。木札も門前にある松の木に入れる。（1937年入所 男性）

・外出許可証は町へ行くぐらいならすぐ出してもらえたが、門のところで気にいらぬ人だと文句をいわれたりしたようだ。あの時の職員は人を人と思っていなくて虫ケラとも思っていたのではないだろうか。門で何だかんだといわれさからうとすぐに分館へ通報され、外出をとりけされた。（1940年入所 女性）

・一時帰省の許可証はもっと大きくて感染の恐れなしとかかれたもの。それはなかなか出してもらえない。親の葬式でも出してもらえないこともある。もし期限がきれても帰ってこないと連絡がきて早く帰ってこいと言われる。（1940年入所 女性）

・規則がきびしくて親が死んでもいけなかった人もいる。逃走した人もいて、監禁室に入れられた人もいた。（1939年入所 女性）

・戦前は許可証がないと外に出られないという時期があった。昭和22年ごろまでは許可なく外に出ると監禁所に入れられた。（1941年入所 女性）

・許可がないと外出できなかった。塀のすきまをつくって外に出てくる人はいた。無断で外出し監房に入れられたのは男性が多かった。女性が2人で監房に入れられた人を知っている。（1930年入所 女性）

・外出制限があって、無断外出をすると「重監房に入れられる」と聞いて、出たい気持ちがいつもあったが、警備員がいてなかなか外に出られなかった。（1941年入所 男性）

・1950年頃、どうしても実家に帰りたくて、外から「父危篤」の嘘の電報を打ってもらい3週間の予定で外出した。40日になった頃、分館の職員から早く戻るようにとの手紙が来た。（1942年入所 男性）

・外出許可証は申し込んで、「事情で」と話し、上司と相談、身体検査をした上で許可が出た。（1947年入所 女性）

・入所3ヶ月目に母がケガをして家業ができなくて困っているのを、自由入所した直後の

ことでもあり、しばらく帰って手伝ってほしいとってきたので、外出を願い出たところ、頑として許可してくれず、ついに塀の破れから無断外出、帰省し、気をつかって最短期間で帰ってきたところを、園の職員に池袋駅で見つかり、4日間の監禁処分を受けた。（1942年入所 女性）

・昭和20年代のころは、外出制限はきびしかった。夜の点呼があった。その光景はさながら刑務所の世界だった。犯罪者でもないのに、どうしてこうした処遇を受けなければならないのか腹立だしかった。（1950年入所 男性）

・「学校にいるうちは帰さない」と言われた。昭和29年の暮れに親がつれもどしにきたがだめだった。はじめて帰省したのは入所して4年と3カ月後、電報が来て2泊3日で規制することを許された。（1953年入所 男性）

・昔はきつかった。一時帰省に証明が必要。鼻中検査、血液検査が必要だった。患者を扱う職員がいて、剣道衣を着て竹刀をもって机をたたいて患者を威嚇していた。その職員の前へ一時帰省を申し出ると「お前その顔を鏡で見て来たのか」ときつかった。（1919年入所 男性）

・昭和20年代、外出をしようとした時に、「鏡をみてみなさい！顔に赤い点々があるでしょ！手をみてみなさい。曲がらないでしょ！そんな体で外出できるの！」と職員に言われた。（これは）刑務所よりひどい。刑務所は刑期が終われば自由になれるが、療養所にいる限り、期限なく自由がないから。外出が長引くと警察がつれもどしにくる。家族が病気になってもなかなかすんなり許可をくれない。短時間の外出でも根ほり葉ほり理由をきかれる。（1934年入所 女性）

・昭和30年に家内の病気が悪くなった時にも帰してもらえなかった。これ以上不愉快なことはない。（1952年入所 男性）

・入所して3年目の時、外出許可をもらいに行ったら「まだ早い」と言われ、その後何度か行っても駄目だったが、ある日突然明日から外出OKと言われた。希望をしたからではなく不意に。他の人の許可もそんな感じで出たんだと思う。（1952年入所 女性）

・外出のためには菌検査など医者診断が必要で、手続きが面倒で時間がかかった。一度入所した者を外に出すことをとてもしやがり、いやみを言われ、許可願いを出してから許可が出るまでに1ヶ月半ほどかかった。最後は園長と直接面接し、「よし」と言われたら外出できた。根比べみたいだった。（1943年入所 男性）

・1965年ごろ初めて夫婦2人で家に帰った。そのころからあまり制限なく外出できた。それまでは特別な理由がなければ帰ることができなかった。昔は理由があっても帰さないことはあった。帰ることができる人は病気がひどくおらず、園のために働く人。（1943年入所 男性）

・外出許可をもらいに行ったとき、「その面で、そんなことがよく言えるな」と追り返されたことがある。（1940年入所 女性）

・分館長がイヤな人だった。面会者を見送りに行きたいと言うと「そんなかっこうで行けるのか！」とか、「どこへ行く、逃げるんじゃないだろうな」とかかえってきた。（1950年入所 男性）

・戦前は許可が出にくかったが、戦後は許可は出ている。期限を守らないと処罰があるとは聞いたが、自分は期限内に帰っているので、特に不愉快な思いはしていない。（1942年入所 女性）

・書類を1週間前に出さないかん。一身上の都合、家庭の都合で理由を書いて医師の診察を受けてから外出許可。（1941年入所 男性）

・外出の証明が必要だが、なかなか証明書を出さなかった。（1941年入所 男性）

・帰省の許可でさえ難しかった。まして遊びでは許可は皆無だった。（1939年入所 男性）

・自分をちゃんと大切にしてくれた兄が入所一ヶ月後に自宅で病気で亡くなった。どうしても帰りたいかったが、帰れるはずもないのであきらめた。（1951年入所 女性）

・園の外の道路を散歩しているだけで、巡視の職員に出てはいけないと注意された。（1936年入所 男性）

・外出にはとてもきびしく、外出しているのを町の人が見かけたら、町から園へ電話があった。（1951年入所 女性）

・外出証明書をもらうのに時間がかかり、親の死に目に会えなかった。（1936年入所 女性）

・医者や看護士の帰省証明書がないと簡単に外出できなかった。親・兄弟が亡くなったときとか是非子供に会って話したいことがあるとか余程の理由がないと簡単に証明をもらうこともできなかった。とても厳しかった。いつも守衛が3、4人居て勝手に出たらすぐ罰・監禁だった。巡回する責任者もいた。帰省証明も長くて1週間程度だった。犀川先生が来てから外出制限も自由になった。とにかく終戦直後は厳しくて職員を呼ぶのも拍子木を打って呼んで薬をもらったりしていた。また郵便も簡単には出せなくていちいち消毒して出していた。（1946年入所 男性）

・父危篤、知らせを受け、外出許可をもらいに行ったら、「明日まで待て」と言われた。父

親が死にそうだと知らせがきたのに、すぐに外出を許可するのではなく、「明日まで待て」と言われた。頭にきたので「それでは父親に明日まで絶対死ぬな！と言っておいて下さい」と言い、届けをやぶりすて寮にもどったら、そのあとから、薬を持って来た。許可証はもってきてなかったけど、その薬を持って、すぐ家に帰った。父親の最後にはたちあうことができた。（1967年入所 女性）

・自営業の取り引きの件で外出しなければならなかった時、外出日などの希望が通らず、事業が失敗、負債を抱えた。自営業をしていたが、（自分が）長い間顔を見せないと借り入れ、品物の入荷を打ち切る、取り引きしないという業者の話があり、帰るよう言われた。早く帰らないといけないので、薬を出すよう看護婦にお願いしたが、協力してもらえなかった。結局は取り引きはできなくなり、負債を負ってしまった。それから精神的に参ってしまい、酒におぼれるようになった。今でも時々その看護婦をうらむことがある。（1972年入所 男性）

・外出のときは菌検査をして、その結果、「外出できない人（+）」と「外出できる人（-）」に分けられ、前者の外出は厳しく制限されていた。そのため（+）の間は脱走とか無断外出という形で買い物や映画館にでかけていた。（宮古南静園 1947年入所 男性）

・外出は家内も一緒に出て、一度畑の穴に落ちたこともある。夜の無断外出だから。昼は出られない。何があっても。外に出たら人通りの少ないところを通るから。街に行くときには表通りじゃなくて畑から通っていく。外出には厳しかった。（1936年入所 男性）

外出制限がいくらか緩和されるのは、昭和30年代に入ってからである。昭和20年代の終わりにプロミンが登場し、「らい予防法闘争」があり、年々回復者もふえ、昭和30年代に入ると軽快退所する人も出てきた。新しい治療薬によって有菌者も少なくなり、外出制限も緩和されるようになった。外出制限はなかった、そんなに厳しくなかったと語る者の多くは昭和20年代末から30年代以降の入所である。

・昭和30年代までは職員が行先や用事の内容を細かにチェックしていたが、昭和40年頃からゆるやかになった。（1953年入所 男性）

・無断で外出したりするのは、昭和30年以降が多かった。プロミンが出来てから。（1947年入所 男性）

・昭和30年代後半には虫明・長島・日生の航路を持つ連絡船にも乗せてもらえるようになった。（1943年入所 男性）

・わりと自由であり、外出は届けを出せば、ある程度自由にできた。また夜など、急に外出したくなった時は、無断で外出したが、少し小言を言われる程度で、黙認してくれた。（1954年入所 男性）

・外出許可証（証明書）をもって実家や妻の実家によく出かけた。車も持っていた。外出先でもトラブルはなかった。外出も禁止されたことはなかった。（1952年入所 男性）

・外出制限はあったが、嫌な思いをしたり、聞いたりした事はない。自分が入ってからは大分開放的になっており比較的自由であった。（1959年入所 男性）

・福祉室に届出すれば自由に出れた。現在は外泊の時だけ。（1963年入所 男性）

・外出制限はらい予防法が廃止されるまでであった。許可証を取らなければならないことになっていたが実際には黙って外出していた。自由に出入りするのを職員が見てもとがめることはなかった。昭和20～30年頃は「外出するな」と指示されていた。昭和35、6年以降はさらに外出制限が緩やかになった。昭和35～6年以降に、自分は何度も外出したが一度も許可証をもらったことがない。許可を受けた外出期間は療養所から支給される食事が止められる。だから、食料をもらうためにも許可書をとらず外出していた。外出は日雇い労務のため“なぜ許可をとらないのか”とは言われたことはない。黙認していた。そういう彼らはいけないのかもしれないが。（1942年入所 男性）

他方、昭和40年代にも厳しい外出制限があったとする語りや、現在もなお形式的には外出許可届が必要とされていることがおかしいと指摘する語りもある。

・菌がマイナスでも後遺症のある人は外出制限があった。昭和40年代、各県が「里帰り運動」をしたときに医師が「帰ってはいけない」と言い、自治会と何度も話し合いをしたが、医局の言い分が通り、何回言っても里帰りできなかった人がいた。どんなに言ってもダメだった。帰れるまでに10年ほどかかった。（1961年入所 男性）

無断外出による懲戒

無断外出を理由として懲戒を受けたという語りも散見される。

・現実には外出は黙認されていた。しかし、自治会から目をつけられると、「外出制限」にひっかけて、部屋替えなど様々な懲罰が行われた。（1933年入所 男性）

・無断外出が見つかり、日ごろの食事が2分の1に減らされる（減食）罰があった。（1915年入所 男性）

・外出して、つかまって連れ戻され、監房に入れられたり、減食になった方はいた。（1938年入所 男性）

・女が二人連れで青森へ行くと「逃げている」と電話が入り、本館から迎えが行った。（1930年入所 女性）

・無断外出をして職安みたいな所に行き仕事をもらい働いていたことがあったが、見つかった人は重監房に入れられ体罰を受けた。（1943年入所 男性）

・無断で外出し監房に入れられたのは男性が多かった。女性が2人で監房に入れられた人を知っている。（1930年入所 女性）

・入所3ヶ月目に母がケガをして家業ができなくて困っているの、自由入所した直後のことでもあり、しばらく帰って手伝ってほしいとやってきたので、外出を願い出たところ、頑として許可してくれず、ついに塀の破れから無断外出、帰省し、気をつけて最短期間で帰ってきたところを、園の職員に池袋駅で見つかり、4日間の監禁処分を受けた。（1942年入所 女性）

・夜の点呼に間に合わないと、翌日、監禁室に入れられ始末書を書かされた。昭和24年頃、突然9時頃、点呼に来て、間に合わずに監禁室に3日間入れられた。その後も、2、3回監禁室を経験した。（1949年入所 男性）

・一時帰省のとき保証人になって、その人が帰ってこなかった為に、監房に入れられた。入れられている期間に父親が面会に来てとても驚いていた。（1943年入所 男性）

・保証人になって友だちとともに監房に3日間ほど入れられたことがある。このほか保証金制度もあって、帰ってこない保証金が没収された。（1941年入所 女性）

・鹿屋は、他の県から入りこんで生活する人はいない。外出して、鹿児島弁でないと、敬愛園の間人だとすぐわかった。本館に電話が来て、職員が、帰りがけに、道路に待っていて、つかまって、監禁室に入れられた。（1942年入所 男性）

・外出制限の中で、その制限をかいぐって外出し、商店街まで買物に出かけた時に、園長の運転手に見つかった。その運転手は「誰にも言わないから、普通の道で帰りなさい」と言ってくれたのに、園に先まわりをして、自分達をつかまえるための人員を集め、その普通の道で待っていて、つかまえられた。（1939年入所 男性）

・無断外出でつかまって2回監禁室に入れられた。監禁室は3部屋ぐらいあって、それぞれ3畳くらいの広さで、ノミやダニが多かった。（1942年入所 男性）

地域の目

療養所が設置された地域において、ことにハンセン病に対する差別・偏見が強かったという声はしばしば耳にする。地域住民の差別的態度もまた、外出の大きな障壁になった。

・外出すると村の子ども達が「どう、どう」（方言で、ハンセン病のこと）と言ってついて

歩いた。1 km くらい知らないふりをして歩くといなくなった（1930 年入所 女性）

・外出は自由にできなかった。外は恐ろしい所（嫌われて、買い物も最後になる）と聞いていたからあきらめていた。患者同士で、互いに病気の悪いところを村の人に見られるとだめだ、はずかしいまねするなど、言われていた。（1945 年入所 女性）

・松丘の人たちを野放しにしておいていいのか、という声を聞いたことがある。（1950 年入所 男性）

・裏の墓地がある山林でみんなで花見をしていたとき、そこのハイヒールをはいた女性はその様子を見て、「コラ！行け行け！」と言ってツバをひっかけて行ってしまったという話を聞いて、とても腹がたった。（1951 年入所 女性）

・許可証は園内には通用するが世間には通用せず。外出先の地域から外出させるな、と園の方へ連絡があったり、レストランへ行くと拒否されることがあった。（1949 年入所 男性）

・1950 年頃、どうしても実家に帰りたくて、外から「父危篤」の嘘の電報を打ってもらい 3 週間の予定で外出した。40 日になった頃、分館の職員から早く戻るようにとの手紙が来た。また、この外出の際、虫明ではバスも自動車も乗車拒否された。警官の職務質問も受けた。ガラス窓に映った自分の姿は、ハンセン病とわからないように帽子を深くかぶり、マスクをしていた異様な姿だった。これではすぐにわかって、怪しまれると思った。（1942 年入所 男性）

・青年会に入り、完全看護闘争に参加していたので、園からはよく思われていなかった。そのため、一時帰省の届けがなかなか認められず、家から電報を打ってもらって、ようやく帰省が可能になった。しかし、外出証明書をもっていないと、国鉄の駅で乗車が拒否され、療養所に通報された。駅と療養所がツーカーであったことがよくわかった。（1953 年入所 男性）

・パチンコ店から入店を拒否された。店長は、「あなたたちに対して理解はあるが、零細企業であり、他の客が来なくなると困る」と言った。（1946 年入所 男性）

・昭和 61 年か 62 年、町の町長に陳情に出かける時、自治会役員 5 人が時間調整のため喫茶店に入ったが、店の従業員に無茶苦茶な対応を受けた。水、おしぼりは投げ捨てるように出され、コーヒーは出されず、追い出された後直後にこれみよがしにふきそうじを始められた。（1946 年入所 男性）

・社会の人たちはハンセン病が治るようになったということを知らないために、そんな態度をとるんだろう。心を傷つけられたことがたくさんあった。乗り物に乗っていても「い

つ降ろされるだろうか」と、いつも気になりながらだった。（1948年入所 男性）

・菌がマイナスでも後遺症のある人は外出制限があった。昭和40年代、各県が「里帰り運動」をしたときに医師が「帰ってはいけない」と言い、自治会と何度も話し合いをしたが、医局の言い分が通り、何回言っても里帰りできなかった人がいた。どんなに言ってもダメだった。帰れるまでに10年ほどかかった。（1961年入所 男性）

・町へ買い物に行っても店が売ってくれない。売っても店から園に電話があり、帰ってきたら職員が待っていて、監禁に入らされた。（1942年入所 男性）

・見つからないように入出入りした。外出先の食堂で「もう材料がありません」と断られた。（1946年入所 女性）

・郷里に帰ろうとすると、駅で駅員がここ（療養所）に通報してすぐ連れ戻されていた。徹底した隔離政策だった。ここにいる人だと分かれば、地域でも差別を受けた。出されたお茶を引っ込められたりした。（1945年入所 男性）

・外出制限の中で、その制限をかいくぐって外出し、商店街まで買物に出かけた時に、園長の運転手に見つかった。その運転手は「誰にも言わないから、普通の道で帰りなさい」と言ってくれたのに、園に先まわりをして、自分達をつかまえるための人員を集め、その普通の道で待っていて、つかまえられた。（1939年入所 男性）

・どこの療養所でも外出制限があったと思いますが、私は療養所から外出する際は職員に隠れて外出しなければなりません。親族の葬式等特別な事情がある場合は許可をもらい外出することができました。私がいつものように療養所の裏山から市内に住む姉に会うため隠れて外出した際、山を越えたときに療養所の巡査が待ち構えていて途中で追い返されたこともありました。ある時、町の中を外出しているとき町の中の巡査に呼び止められ、私が園から外出許可をもらって外出しているのかそれとも無断で外出しているのか尋問され、無断で外出しないよう注意を受けたこともありました。（1935年入所 男性）

・店に行くのにも、夜に行ったりしていた。昔はきびしくて山から逃げていく人たちもいた。食べるものがなく、近くの山から竹の子を取り、地主に見つかり山奥へ逃げた人もいる。（1947年入所 女性）

・夫が外出の際、行く時、もどってきた時バケツ等に入った消毒液に足を突っ込んで消毒していた。無断外出だったので、もどってきたら逃亡したからと牢屋に入れられた。（1939年入所 女性）

・出ることが大変だった。こっそり抜け出して、名護市の映画館に行ったが、途中でつかまったり、映画館の前に職員がいたりで、いつもびくびくしていた。途中でつかまったら、

体罰もあったので、見つからないようにこっそり帰っていた。（1948年入所 男性）

・毎晩、9時には巡視があつて無断外出者がいないか見回っていた。無断外出している者がいると、寝ているふりをしてみなでかばいあつたが、ばれるとかならず監禁室に入れられ、食事抜きするときもあった。最低でも、一晩は監禁室に入れられた。監禁室は、窓のない部屋に電灯があつて、むしろ敷いてない板張りの部屋だった。（1939年入所 男性）

・人員点呼の時無断外出が見つかる半殺しにあつた。（1943年入所 女性）

・点呼でひと間違いして大変なことになつたらしいからね。なぐったりけったりして。そういうこともあるらしいからね。名前が同じで、ひと間違いで叩かれた人が不自由な人で、不自由なひとが外に出られるわけがない。同じ名前の方が脱走したのに、私はどこも行かないという人をなじったり、けったりしたという話もある。（1942年入所 男性）

職員の対応

・その時の分館長によって不愉快な気分させられた。具体的には、申込みに行くときとわざと日を延ばしたり、わざといやがらせをされた。とくに一人悪い人がいた。「そでの下」を通すとうまくいった。（1946年入所 男性）

・町へ出る時に園の木札を門に出す。門で、職員がふんぞり返って「何しに行くのか！」ときく。犯罪者じゃあるまいし。こんな無礼な、嫌な話はない。木札も門前にある松の木に入れる。（1937年入所 男性）

外出許可証は町へ行くぐらいならすぐ出してもらえたが、門のところで気にいらぬ人だと文句をいわれたりしたようだ。あの時の職員は人を人と思っていなくて虫ケラとでも思っていたのではないだろうか。門で何だかんだといわれさからうとすぐに分館へ通報され、外出をとりけされた。（1940年入所 女性）

・各部屋に土足のまま上がってきて、脱走していないかどうか見回る。何時にチェックしたという表もあり、まるで刑務所のようなようであった。部屋のガラスもすりガラスなどではなく丸見えなので、懐中電灯で頭が見えるか照らされ、プライバシーなどない。（1950年 男性）

・自分も若い頃2~3日外出したくて出て行ったら、巡視長（当時）から見つかると激しくののしられた。ただ職員というだけでなぜあんなにいばるのか本当に腹立たしかった。安い給料だったから、無断外出者を捕まえると手当てがついたせいもあるかも。（1938年入所 男性）

家族との関係

隔離施設に収容された者が、外出を許されてまず最初に出向きたいところは、家族のと

ころであり、ふるさとだろう。「望郷の思い」(【13-1】)についての聴き取りから、入所者が帰郷をあきらめるに至る家族への思いを拾ってみる。

・望郷の想いは当然強くある。汽笛や SL の音を聞くと家に帰りたい。でも逃げて家に帰っても家に迷惑をかける。逃げたり、出たいという想いはいっぱいあるが、家のことを思うと思い止まった。(1948年入所 男性)

・入所当初はあったが、家族の反対にあった。家族のことを考え、想いを絶つのに4～5年はかかった。(1944年入所 男性)

・とても強く思っていた。当然の思い。いつも置いてきた子供に迷惑をかけてはいけないとの思いでふみとどまっていた。(1960年入所 女性)

・自分が帰っても家族に迷惑をかけるだけやと思い辛抱しとった。病んどる者が身を引くのが一番やと思うとった。(1936年入所 男性)

・すごくあった。しかし父の死の折、実家に戻ったとき、兄弟の結婚に影響があるのではないかと思い、ふるさとを捨てる決心をした。(1955年入所 女性)

・「帰ってくるな」と父に言われていたので、行く場所がないという感じで、どこへも行けないとあきらめていた。(1944年入所 女性)

・はじめは帰りたいという気持ちがあったが、自然にそうゆう気持ちがなくなっていった。なぜか知らないけど、帰ったら家の人に迷惑をかけるというのが先にきて(思いを)押しとどめた。みんなそうだと思う。(1943年入所 男性)

逃走の実行

以下には「逃走願望」(【13-1】)についての質問に対する聴き取りの中から、逃走の経験について語るものを紹介する。

・1945年、戦友に自分の病気を移したくないと思い入所を決意するが、当時の松丘保養園は治療する環境ではなかったので、どうしようか悩んでいたら入所者の一人が家があるのなら逃亡しろとすすめ、手はずを整えてくれたので逃亡した。(1939年入所 男性)

・何度も外出許可の届けを出したが受理してもらえず 1944年に逃走する。親も帰ってこいと言ってくれ、逃走の手助けをしてくれた。(1943年入所 男性)

1966年に逃走した。船に乗り家まで帰り3日間家ですごした。しかし帰園途中バスで乗車拒否され20～30kmの道を夜中歩いて帰ってきた。(1961年入所 男性)

・兄から、子ども（娘）が生まれていることを聞いて逃走したが2ヶ月でつれもどされた。
（1943年入所 男性）

・タライに衣類を入れて庵治は流れがきつから大島の西から逃げた。果樹園の潮の流れはきつから流されて逃げられなかったと聞いたことがある。故郷に帰りたと思ったことはしょっちゅうあった。浜の松の下に立った。望郷の想いでいた人がほとんどであった。
（1943年入所 男性）

外出・帰郷の自己規制

ここでは、「望郷の思い」（【13-1】）についての聴き取りの中から、入所者がふるさとに帰らない理由を拾う。そこには、物理的障壁、外出制限、懲戒検束、社会の偏見、経済的自立ができないこと、そして家族への思いなどが交ぜになり、入所者が、ふるさとに帰ることができない事実を受け入れ、諦めていく過程が読みとれるだろう。

・高校を卒業して、父親が生きている頃は、家に戻ってしばらく生活してみたいなあという気持ちがあったが、父親が56歳で亡くなり、自分が外に出たいと思ったところに父親がガンの為亡くなったため、もうここでいいか、と思った。帰っても居場所がない。友人が外に出ていくと自分も出ていきたいなあと思う。社会復帰された友人からの手紙などみると、うらやましいなあと思う。（1952年入所 男性）

・親が生きている頃は「帰りたい！」と毎日思っていた。しかし逃げだすと親兄弟に迷惑がかかると思い諦めた。今は家もないし、とくに帰りたいと思わなくなった。（1946年入所 女性）

・故郷（帰郷）の思いはあったが、知られたくないという思いの方が強かった。こっそり、知られないようにするために、帰った時、かえって気をつかった。（1961年入所 男性）

・今でも故郷に帰りた気持ちは100%あるが、幸せに暮らしている子ども達に迷惑をかけることになる。差別や嫌われるのではないかと思うと逃げ出せなかった。（1946年入所 女性）

・家に帰りたとは思ったが、旧知の人と会いたいとは思わなかった。病気で外見も変わってしまった自分のことを知られたくない。（1941年入所 女性）

・常に肉親と普通に会いたいという気持ちがある。故郷の山々を思い出すとといった形ではなく、社会が自然に受け入れてくれるような環境にならなければ実現しないことだと思う。
（1941年入所 男性）

・韓国でも偏見・差別があるとわかっていたので、（帰りたいという気持ちは）なかった。あきらめるといふ気持ちが強かった。望郷の思いから、不眠症になり薬物依存症になり、

今もそうである。(1951年入所 男性)

・集落の人たちは帰って来いと言うが(墓もあるので)今までされた仕打ちは忘れていない。故郷に帰りたいとは思わない。(1948年入所 男性)

・逃走願望はなかった。出て行ったら、社会では何の望みもないし、保障もない。社会にいた時の差別の体験があるので、社会には居場所がないと嫌というほど体験してきているので、今さら社会に出てということは思わなかった。いろいろな問題はあったと思うけど、療養所は自由な場所であったので。(1938年入所 男性)

・帰りたい気持ちは強かったが、監房に入れられたり処罰されたりする人を見ると、勇気が出なかった。(1946年入所 男性)

・帰りたいと思ったが、社会で生活する基礎がなかったからそれほど気にならなかった。畑もなかったから…。過ぎ去ってみれば食うことはここでできたからなあ。(1943年入所 男性)

・30代まではあったが、今はもうあきらめている。ここを出てもお金になるわけでもないので、逃げ出すことはしない。(1945年入所 男性)

・できるものならそうしたいと思う。でも歳だから思い切れない。もうすこし若かったらそうしたかもしれない。(1955年入所 女性)

・思っても、病気の治療に専念しなくてはいけない。(1952年入所 男性)

・当然帰りたかったが、帰りたくても病気があったのでは帰れない。人には見られなくなかったから、あきらめた。(1942年入所 男性)

・帰りたい気持はあった。病気が再発するまでは帰るつもりでいたが、再発してからはもう帰れないと思い諦めた。(1939年入所 女性)

・戻っても父が再婚しているし、そんなに故郷を想うことはなかった。母と一緒に入所したためかと思う。(1952年入所 男性)

・いま思うに、夫がいたからこそ、「故郷に帰りたい」「ここから逃げ出したい」と思わなかったように感じている。(昭和27年に園内結婚、平成12年に夫と死別。)(1952年入所 女性)

・「望郷の想い」「逃走願望」というのは特になかった。「ここで絶対生活するんだ」と思った。(1942年入所 女性)

・湯之沢部落から和歌山に帰って10年間苦勞してたので帰りたいと思わない。植木、野菜づくりなど趣味と仕事をかねた生きがいがあり忙しいほどであった。(1951年入所 男性)

・逃げ出したいと何回も思ったが、ここより他で生活できる所はないといつも思ってた。実家へは頼まれてもかえりたくない。(1930年入所 女性)

・ない。帰ろうと思えばいつでも帰れるが、帰っても永住はできない。外へ出るかぎりは自活できないとだめ。外へ出て誰かの力を借りないと生きられない。人の力を借りて生きるのなら、ここにいっても外へ行っても同じと思う。自分の身のまわりのことぐらいはできないと。(1962年入所 男性)

・帰りたいと思っていてもむなしなので、思わないようにしている。(1948年入所 男性)

・子どもは家に帰って来いと言ってくれる。でも、子どものところに帰っても孤独なので、ここがいい。ここには友達がいる。正月とかには子ども孫も来てくれる。(1952年入所 男性)

・18歳で再入所した後、一度も実家に帰ったことはないが、母親が面会に来てくれたのでそれほど強く故郷に帰りたいと思ったことはない。(1951年入所 女性)

・故郷はなつかしい。でも私の運命だから人は生まれたときから運命は決まっている。それに私は必死に従ってきた。(1931年入所 女性)

ふるさとに帰ることの意味

以下の語りは、外出禁止に関連して語られたものだが、ふるさとへ帰ることを自己規制してきた入所者が、帰省をはたしたときの感慨と、それが自分たちにもたらしたものについて、語っている。ふるさとに帰ることが、人にとってどういう意味をもつのか、考えるために示唆的である。

・出身地の民生委員の慰問で、望郷の想いをますます募らせた。来て会うが、短時間の挨拶で帰ってしまう。慰めにはならない。村長が慰問で来た時に、慰問はありがたいことであるが、時間がないということで、十分に話さないで帰って行くということでは、何の意味もないので古里に帰れるような仕組みを取って欲しいと話したところ、引き受けてくれた。その願いが実現し、20数人が古里を訪ねた。症状の軽い人はこっそり会いに行けたが、後遺症の重たい人は、会うことを諦めており望郷の想いは強かった。ハンセン病とわかる目立つ女性が飛行機から降りた途端にばんざいした。普段なら健康な人を見ると逃げる、隠れる人が両手をあげて万歳した。その感激感動は、周囲の状況を忘れて、自分が生涯生きていく間に行けない、帰れないと思っていたことが、現実に古里の土を踏んだ瞬間にそうさせた。その時から自分達が出て行けば何とかお付き合いしてくれる。自分達が出て行

けば道は開けるという体験だった。現在も交流が続いている。退園してひそかに農業をして暮らしていた人が、交流会に来ていた。その交流会で元患者であることを告白。区長、町議員となり、自信を持って活動中。（1938年入所 男性）

7-2 懲戒検束【聞き取り 12-1】

旧癩予防法施行規則第7条は、療養所長に、「譴責」、「30日以内の謹慎」、「7日以内常食2分の1までの減食」、「30日以内の監禁」という、4種類の懲戒検束権を付与していた。昭和28年のらい予防法にも戒告、謹慎の規定があった。旧法の懲戒検束について詳細を定めた懲戒検束規定にも、懲戒の対象となる行為は漠然として限定されていない。また、その執行は施設長による「宣告」によるものと定められているのみで（同規定9条）懲戒に相当する事実の確認に関する手続きの定めはない。要するに施設長の独断でどうにでも運用できる性質のものであったことが分かる。

さらに、入所者にとっての、こうした懲戒検束のより具体的なイメージは、監房の存在であった。「療養所」に監房があり、園長による懲戒検束があること自体が、収容された者にとっては、外の世界との違いを思い知らされることである。それによって、改めて自分がどんどころに来たのかを知り、ショックを受けた者は多い。端的にそのことに触れる語りもある。

・最初に療養所に来た時、療養所なのに監房があるのかとショックを覚えた。（1954年入所 男性）

・収容所の近くに監房があった。飯をはこぶ係りの人がいて、どうしたのかときくと、静岡の人が脱走してつかまっていると教えてくれたことがあった。それをきいて脱走する人もいるんだなど。私は出たいと思ったことがなかったから自分が受けたことはなかった。（1947年入所 男性）

では、実際には懲戒検束権はどう運用されていたのだろうか。自分自身が処罰された経験があるか、また自身では経験がなくとも見聞きしたことがあるかという問いに対する回答の聴き取りから、その実態をうかがい知ることができる。

しかし、アンケート全体からみると、懲戒について語った者の数はそれほど多くはない。語らなかつたばかりか、懲戒についての問いに、明確に「話したくない」と答えた者もいる。どんな理由であれ、懲戒を受けた事実が本人の心の傷となっていることは想像に難くない。未だに「話したくない」と述べる者の思い、語らなかつた者の思いをくむ必要があることを指摘できるだろう。

・自分自身が悪い事をして謹慎処分を受けたことが1回あるが、それは、自分が悪かったと納得している。細かいことは、あまり言いたくない。自慢にならないしね。（1954年入所 男性）

- ・経験はあるが、具体的には話せない。（1952年入所 男性）

ここでは、まず、具体的にどんな理由で懲戒がなされていたのかについて、個別の語りを拾ってみる。

無断外出

語りの中で最も多く見られるのは、無断外出を理由とする懲戒である。外出制限の聴き取りと重複するところでもある。望郷の念からの無断外出、食糧事情悪化に伴う食料調達のための逃走、ちょっとした用事での外出、とがめられた外出の形態もさまざまである。

- ・家に帰りたいとの思いから、施設をでた。長野原駅で拒否。歩いて次の駅までいくが、駅から連絡を受けた施設職員が車で迎えに来た。そのことで精神病棟（中地区の場所にあった。板の格子があった）の独房（重監房ではない）に2～3日入れられる。（1941年入所 男性）

- ・22、23歳の時、国立東京（不明文字/転記者が変更）の近くに飲み屋があり、そこに無断で飲みに行った。監房に2日間、2人で入れられた。2回行って、2回とも見つかった。3度目も行こうという話があったが、監房行きになるのでやめた。当時は近くの農家が巡回を夜やっていた。「どこいって来た」と言われ、捕まった。何人かは近くの飲み屋に行っていた。その話を全生園内で聞いたことがあるので、2歳上の男性と一緒に垣根をかきわけ、飲みに行った。園内は酒は病気に悪いということで、原則、飲酒は禁止されていた。2回目は半年後に行った。同じ人と行った。2日間、監房に入れられた。監房は1ヶ所で2つのタイプがあった。重い刑は、重監房（窓が1ヶ所のみ。せんべい布団が1つおいてあった）に入れられた。（1941年入所 男性）

- ・逃走したことによって17年間外に出られなかった。（1943年入所 男性）

- ・処罰があるのは知っていて、わざと逃亡した。（昭和22年頃）2ヶ月くらい実家にいた。帰園して、2泊3日入った。夜になると友人が差し入れをくれた。納得して入ったので悔しいとは思わなかった。（入所年無記入 男性）

- ・自分が来所した頃は懲戒検束をされた人はほとんどなかった。しかし、1人だけ無断外出をしたということで自宅から1～2日の外出禁止の禁足令を出された人がいるが、自治会から逆に「何ということだ」と園側に要求し、社会常識に反することは、園として強制できないようにする、自治会がしっかり機能したからだと思う。（1951年入所 男性）

入所3日目に逃げ出した時、戻ったら病室に入れられた。人目のあるところという意味だったらしい。「次は病室ではすまされないぞ」と言われた。（1964年入所 男性）

- ・自分が許可を得て、祖父母と娘に会いに行き、帰る日時を夫に知らせていたので、夫

が駅まで迎えに来てくれたが、帰れなくなったことを知らせる手段がなく、夫が遅くなって、駅の近くで職員に見つかり、無断外出をしたからと監禁房に入れられた。（1940年入所 女性）

・逃走したときは1ヶ月の懲戒だったが、子どもだったので1週間だった。叩かれることはなかったが、蚊に悩まされた。（1939年入所 男性）

・映画を見に行った人が警察に不審審査を受けて、恵楓園に連絡があり、10日間、独房に監禁された人がいた。脱走した場合に、警察が実家に連絡をし、父親を人質に拘留して、本人が帰らざるを得ないようにした。出頭したら、警察が足腰たたないように打ったというのを聞いた。（1943年入所 男性）

・外出（無断外出）をしたときにパーマ屋の入り口で連れ戻された。女性は独房には入れられず、説教と始末書だけでよかったが、男性では監房に入れられた人も多かった。夫はタバコを買いに行くために外に出て独房に入れられた（逃走罪）。監禁室に行く（独房）。何もない壁だった。監視につかまると、独房に入れられた。食事も外から入れられるような所。「悪かった」といえば出してもらえるということをや中に教えてもらった。（1940年入所 女性）

・再入所した時に逃走患者として扱われた。規則破りとして監禁すると言われたが、郷友会が反対した。（1938年入所 女性）

外出制限以外の園内の規律違反

園内の盗み、逃走の援助、賭博行為、反抗的態度、大島青松園では、外出者が期限内に戻ってこなかったばあいの保証人の監禁など、さまざまな理由で懲戒がなされている。

・正義のために、少年舎の舎長に反抗した。そのことによって、自治会の会長から、ここから出て行くか、監禁室に入るか、と言われ、震えあがった。どちらもしなくてよかったが、人質というふうにはされた。（1938年入所 男性）

・不自由棟の主任をしていたことがある。昭和17年12月31日、棟の事務所で大みそかの準備をしていたら、職員によばれ分館に行くと1人の入園者がすわっており、その目の前にかぼちゃが並べられてあった。職員が「この人が盗んだんだ。これから監房にいれるので立ち合ってくれ」といわれ、夜中なのでちょうちんをもって監房までついていった。職員はその患者をうしろから蹴ってぶちこみ、閉めた。その光景をまのあたりにした。（1940年入所 男性）

・食べる物が無く、イモを盗んだことがあり、巡視にみつきり、10日監禁された。3で行ったが、一人は巡視の奥さん、もう一人は、（巡視と）同じ棟に住んでいたの、自分一人だけが監禁された。（1935年入所 女性）

・懲戒された人はしょっちゅうあった。例えば間男などした場合でも入れられたが、嘆願書を書いて出して下さいというようなこともした。（1943年入所 男性）

・1人だけ、盗みをしたということで重監房へ入っているのをみた。（1946年入所 女性）

・1943年秋、同じ部屋の先輩が恒根をこえてきのご狩りにいった。帰ってきたところを職員に見つかり監房に入れられた。その人は湿性（引用者注：ハンセン病の病型、概ねL型と同じ）だったが、監房をでた後、同年冬に亡くなった。農作物を盗んだ人が重監房に入れられ、翌日首をつって死んでいたこともある。（1943年入所 男性）

・所長の主観で処罰されていた。監禁室に入れられた。柿がおちていたので拾って食べただけで処罰された人もあった。（1945年入所 男性）

・自分たちの面倒をみている付添看護人（患者）が、どうしても家に帰りたと言いい、いつも世話になっているから、職員に内緒で帰らせたことがある。その間、自分が食事を取りに行ったり、トイレ掃除をしたりしてがんばったが、自治会にばれてしばらく食事減食になったことがあった。他の人では、ばくちをしていて見つかって監房に入れられた人もいた。（1941年入所 男性）

・入園していた次兄がおり、その次兄は物事の道理がとおっていないと何でも訴えでるような人だったので、駿河療養所では兄も含め10数人が追放にあい（園長命令にて）あちこちの療養所にとばされた。（1937年入所 女性）

・父子で入所していた人の話。母が病気だと知り娘だけ逃走したら実家へお前が帰るまで父を収監しているからと伝えられ、娘は兄に親にそんな思いをさせてと折檻されたそうだが、それは嘘で娘に対する園の脅迫だった。（1946年入所 女性）

・代理人として懲罰房（監房）に入れられた友人がいた。2週間以内に園に帰ってこなかった患者（入所者）の保証人になっていたため。（1937年入所 男性）

療養所はしばしば患者組織を施設秩序維持のために利用したが、いくつかの療養所では懲戒の運用がこの患者組織に委ねられることもあったようだ。たとえば、大島青松園の「保証人制度」は患者組織の会則によるものだったという語りもある。

・子供だったので特に感じなかったが、寮父母にはよくしかられて、逃げ回っていた。和光園では患者同士の警防団というのがあり、逃げる患者を捕まえ、届け出て、配給停止にしたりしていた。（1944年入所 女性）

・青松園では自治会の会則で一時帰省のとき保証人をたてて帰る。もし帰ってこなかった

ら3,4日間謹慎をうける。1度それをうけた事がある。(1943年入所 男性)

事実誤認による懲戒

施設長の一方的な宣告のみで執行できるのであるから、宣告される側には防御の機会はない。当然ながら疑われた事実はなかったにもかかわらず懲戒された者も多数いたであろう。そのことを訴える語りもいくつか見られた。

・一番悔しかったのは、自分は無断外出をしていないのに、外出したのはめがねをかけている入所者だったからと、人違いで監禁室にいれられた。「自分ではない」と何度訴えても聞き入れてもらえなかったことが悔しい。(1939年入所 男性)

・不良の人が無断外出し、20歳ぐらいの人に罪をきせた。罪をきせられた人が処罰され懲戒検束にあった。ある日食事が残っているので戸を開けてみると、逃走したい一心で立ったまま死んでいた。身体は骨と皮だけにやせていた。(1937年入所 女性)

・園内では「わいろ」的なものは利用されていた。自分は生き抜くために悪いこともしたが、正直な人は監房の中に入れられ、時には朝、茶碗の水すらこぼされてしまった人もいる。監房で死ぬことはないが、手足に傷があり、治療の必要な人が何の手当てもされなければ悪化して死んでいった人もいる。昭和18,9年には1ヶ月30人以上死んでいった。(1941年入所 男性)

・ブタがいたずらされたからと入所者全員が半食になった。そんな規定はないのに、規定を無視して全員に罰を与えられた。13か14の子どもが隣村のじゃがいもを掘って盗んだ。そのことで特別病室へ入れられることになったが、その子の代わりに親が入り、自殺してしまったことがある。世間に顔向けできないと。(1937年入所 男性)

・白いものが黒くいわれても職員にたてついたりしたら監禁室へいれるぞと脅されることもあったらしい。多磨の方から職員にたてついたという理由で送られてきた人がいた。監禁室へいれられ、1年半くらいはいついて出て来たときには鼻も何もなくなっていた。結局入っている間、治療も何もしてもらえず、寒さにふるえ、食事もたいしたものもなく、1ヶ月に1度くらい風呂に入れてもらっていたが、そんな時にみってしまうと気の毒でしょうがない。昔は今のように言論の自由もないし、何を言われても「はいはい」と低姿勢でいるより仕方なかった。納得がいなくても反発は出来ないし言いたいことも言えない。患者の自治会も患者でありながら患者いじめをしていたが、口に出していったら大変なことになるから目をつぶるといふこともしばしばあった。(1940年入所 女性)

重監房

栗生楽泉園には、「重監房」と呼ばれる特別病室があった。懲戒検束規定に基づいて1938年12月24日に竣工され、1947年の運用廃止までの8年間に93名が収監され、収監中に死亡した獄死者が14名、監禁により衰弱し、出所後死亡した者が8名いると報

告されている（栗生楽泉園患者自治会「栗生楽泉園特別病室真相報告」1947年9月5日『栗生楽泉園患者50年史』所収）。この「重監房」は隔離政策及び懲戒検束権の象徴的存在であり、その存在は全国の療養所の入所者にとっての脅威だった。

語りでも重監房に触れたものはいくつもある。直接の見聞したものもあれば、伝え聞きの形のものもあり、まさにその存在が、入所者を震え上がらせていたことが分かる。

・昭和13年の2月に重監房が開かれるが、12月のことで、周囲は雪だらけで、入所させるような状況じゃない。最初に人を入れたのが昭和14年の9月、大島青松園から2人、星塚敬愛園から2人つれてきて入れた。星塚の2人は逃走常習犯、大島の2人はモルヒネ中毒とのことだった。各園にも監禁所があるのだから、そこへ送りこめばいいのにわざわざここへつれてきた。これは全国の患者への見せしめだった。逆に楽泉園の人は行く人が少なかった。殺されることを判っていたから、絶対さからえなかった。楽泉園の中の人でも、入った人を知っている。そこで亡くなった人もいる。誰がいつ入って、何人いれ、いつ出てきて何人がいつそこで死んだかをきちんと正確に知っている人はもういない。そんなこと、職員にきけなかったし。（1939年入所 男性）

・農作物を盗んだ人が重監房に入れられ、翌日首をつって死んでいたこともある。（1943年入所 男性）

・どろぼうとか逃走した人が入った他はよく知らない。重監房に入るのが嫌だから奉仕や仕事にまじめに出た。（1942年入所 女性）

・自分はいれられたことはなく、また処罰されたこともないけれど、学友が園から逃げてつかまって重監房に入れられた。冬だったのであんまり寒くて凍え死んでしまった。学友だということと言われてみんなでその学友を房から出しに行ったら丸まっけて房からなかなか引っ張りだせなくて大変だし本当にとっても恐しかった。（1941年入所 男性）

・自分自身が処罰されたことはない。栗生重監房は「日本のアウシュビッツ」だった。食事運搬係をしていた6ヶ月間に2人が死亡した。たった3人で通夜をした。入れられた92人のうち罪状の書類があるのは1件のみ。91人は勝手に作られた。いい加減な書類で裁判もなしだった。規定では1ヶ月以内の拘留だが、100日以上の人がほとんどだった。半年に一回くらい出してやって、歩けないから背負ってやり、頭を刈り、入浴させ、爪を切ってやったりするのを見た時に、本当に骨の皮ばかりのような人達で何故こんなひどい人達を入れておくのか、何の罪があるのかと不思議に思った。（1945年入所 男性）

・草津に送られたのは、モルヒネ（？）、バクチでは送られた。普通にはきいたことはない。監房に入った（物々交換で買物に行ったり、バクチをやったりしたことで入れられる）友人に差し入れをしたところ、雪のため跡がついて、みつかった。それで監房に一日入れられた。あなたが悪いのではなく、園則だから、と言われた。昔は厳しかった。園長に検束

権があった。園長は600人、1000人の名前を全部覚えていた。（1941年入所 男性）

・監獄主義 - 患者を罪人視、蔑視。草津の重監房に入れられ刑期100日以上35件、200日以上14件とは何事ぞ。真冬に零下10度以下になる所でうすっぺらな板の間で朝になってみたら板の間に凍りついていた報告あり。6年生くらいの子供が近隣農家の植えているイモ1本（たった1本）盗んだのが見つかり重監房に入れられ、何日か経てみたら、べったり背中が凍りつき、布団もバリバリに凍っていたと。小さな子がイモ1本で。知人が衣類を魚と物々交換して入れられた。にぎり飯の差し入れできず。（1941年入所 男性）

・熊本本妙寺のらい部落からトラックで連れてこられた一団があった。その中の1人が療養所内でばくちを打っていて捕まり、草津の重監房に入れられた。屯婦でつかまったようだが、そこでなくなったと聞いている。本妙寺のらい部落は健康な人と一緒の村で、何の問題もなかった。その人たちを無理に連れてきて、しかも、ばくちをしていたというだけで、草津送りはひどすぎる。患者の中にスパイがいました。（入所年無記入 女性）

虐待

懲戒検束規定にない体罰が加えられていたことを証言する語りもある。

・点呼をして、いない（里帰りをしていない）ことが発覚すると20kgの石を置いて座らせる。意識を失うと水をぶっかける。みせしめのために脱走者は厳重に罰せられた。後ろ手で手錠をかけてぶらさげる。そうすると肩関節がはずれてしまう。人間扱いではなかった。また、たたくときは素手ではなく、ビニール手袋の上に白いゴム手袋そして雨ガッパを着て、更に新聞紙で包むように（さわると菌がうつる）たたく。竹の棒が粉々になるまでたたき、気を失うと、水をかけて目を覚まされる。監禁室は5mのへいがあり10cm角材で作ったドアがつけられている。中は暗かった。戦争中、空襲でみんな逃げて牢の中においてきぼりにされて死んだ人もいた。また空襲で監禁室がこわれてそこから逃げ再び監禁室に入れられたまま忘れられてしまった人もいる。（1942年入所 男性）

8．自殺の見聞

8-1 入所者の自殺の見聞【問 14-1、聞き取り 14-1】

ここでは「園内で自殺の話を見聞きしたことがありますか」という伝聞の形で尋ねている。これは「あなたは自殺しようと思いましたが」という質問をすることによる、調査協力者への二次被害を避けるためである。

園内での自殺については、「たびたびあった」が42.3%（295人）、「たまにはあった」が48.4%（337人）で、この問いの回答者のうち約9割が見聞きしたと答えている。なお「見聞きしたことはない」は9.3%（65人）であった（単純集計49）。

いつ頃まで自殺を見聞きしたことがあるかという問いに対しては、「戦前」「終戦直後」「最近はない」というものから「2、3年前」、「2003年」というものまでであった。年代の回答があったものについては、1930年代から2003年まですべての時期にわたっている。昔は比較的若くて元気な人の自殺が目立っていると語られているが、入所者が高齢化した近年の例についても、高齢者の自殺が依然として語られている。

・若い20代が何回かあった。昔はハンセンを苦しめて亡くなった。方法は首つりが一番多い。部屋の中でしたら御飯を持ってきた職が気付いたり、探しに行ったり。この頃は職が毎朝チェックする。（食事もってくる職が外出なら届出するからわかる）5～6年前もセンターの人（70代）が自分の病気を苦しめて。自分も元気で手足も不自由もなかった。丈夫な人ほど急にそうなるとショックでないか、と思う。目の見えない人が一番かわいそう。目が見れば今はTVで世界がみられるのだから。（1949年入所 男性）

・2003年、80歳過ぎの人が1人亡くなられた。少なくなったと思うがたまにある。（1940年入所 男性）

自殺の状況

自殺の見聞について語った人の多くは、自殺の状況（首つり、入水、井戸への投身、崖からの投身、刃物、焼身、農薬、青酸カリなど）について、具体的に語っている。

・1943年、男性50代、身体の一部を刃物で切って死亡（トイレが血みどろだったとのこと）。1944年、男性50代、首つり。1945年、男性50代、井戸に投身。以上聞いた話である。（1948年入所 男性）

・息子が青酸カリを持ってきて、数日いて、父親に勧めて飲ませたが、悲惨に思った。（1945年入所 男性）

・病気を苦しめ、仲の良かった人たちも数人自殺してしまった。中には農薬を飲んだ人もいた。毎年2、3人くらいいた。（1945年入所 男性）

・ガソリンをかぶって沖縄出身の人が自殺したのが20年前位。最近はない。昭和28年に

入所後たびたびあった。（1953年入所 男性）

・2～3年前、女性がダンスの中で首をくくっていた。自治会の仕事をしていたので、消灯後「役職員集合！」という放送があったら自殺だとわかった。何回も懐中電灯を持って捜しに行った。亡くなるときは、皆故郷の方を向いて、海へ入ったり首をくくったりしていた。（1961年入所 男性）

・ずいぶんあり、目の当たりにしたこともありました。空地为テニスコートに作りかえた。テニスコートの白線を石灰でひいていた時に使っていたロープがお昼ごはんを食べている間になくなり、その間にロープで首をつってしまった人がいました。あとで「ロープを片付けておけばよかった」という話を仲間同士でした。皆苦しかったんだと思います。自分も自殺したいと思ったことはあったが、家族への迷惑を考えたえてきたが、耐えられない人もいたのだと思います。（1949年入所 男性）

・投身自殺など多数あった。また、逃げようとして潮にのまれ亡くなった人もいる。私の友人が首つりをして自殺した。私が23才くらいの時だった。びっくりした。一番最近では6年位前にもあった。ハンセン病を患いここへ来たものは、一度は死を考えたんじゃないでしょうか。（1940年入所 男性）

推測される自殺の動機

病苦のなかでは、特に神経痛のつらさや、うつ傾向が指摘されている。

・1959年、岡山にいた頃、若い人の自殺が多かった。いろいろつらかったろうなという気持ちになった。神経痛の痛みは自分もそうだったがつらすぎて死にたくなる時もしょっ中あった。麻薬も効かずやり場がなくなって死ぬ人が多かった。（1952年入所 男性）

・駿河だけでも何十人も自殺している。昭和30年代が多かった。自分の友人が10年前（1993年）に行方不明になった。皆で捜したが、見つからない。本病、合併症（神経痛）に耐えられなくなって。遺体は出て来ない。（1959年入所 男性）

・昭和30年代には、頻繁にあったが、以降はたまにあった。つい最近にも高齢者が自殺した。自分はDDSの副作用でウツ的になったときに死にたいと思ったことがあったが、実際自殺するところまでは行動できなかった。自分は自殺した死体も見たが、自分もやりたいとは思わなかった。（1952年入所 男性）

・つい最近も一人、うつ病だったが、自殺があった。何でああいう人が死ぬのかなと思った。（1962年入所 男性）

肉親との確執も挙げられる。

・親、兄弟から迫害をうけて。皆の為にいなくなればいいという思いで、親をうらんで、自殺した。本当に気の毒であった。（1945年入所 男性）

・50年位前ある入園者の所に子供がきて「結婚ができないから、オヤジ死んでくれ」と言った。その人は園内のお宮で首をつっていた。（1951年入所 男性）

・一時帰省で親のところに戻ったとき「おまえのことはもうあきらめた。いなかったこと思うことにした」と親から言われた人が自殺したと聞いたことがある。（1940年入所 女性）

長年住み慣れた部屋を明け渡すつらさを指摘する人もいる。とりわけ夫婦舎に居住しており、高齢で配偶者を亡くした場合の、転居の精神的・肉体的つらさは、視力障害の場合等の負担も含めて、一般にも語られるところであろう。

・昭和40年ごろ、多磨全生園で。配偶者が亡くなって、夫婦舎にいた高齢の人、49日すぎたら部屋をかわらなくてはならない。嫌が応でも出なくてはならなくて、自分だけ「いたい」ということ、そんなことすら取りあげてもらえない状況だったから...。（1950年入所 女性）

その他金銭トラブル、恋愛のもつれなどもあったという。

・入所して2~3年のうちに2人あった。ひとは、借金苦（株か相場で）、もうひとは自殺の理由は不明。（1967年入所 男性）

・昭和25年頃には自分の女房が取られたことが原因で自殺した人がいた。その他、蚊帳の中で首を切って自殺した人やお腹に赤ちゃんがいるが夫が他の女性と恋愛関係をもったことを苦しめ、クレゾールを飲んで自殺を図った人もいる。（1942年入所 男性）

自殺への思い

実際に自殺を試みたという人もいた。

・事業に失敗し、酒におぼれるようになった。酒を飲んでも苦しく、納骨堂の裏のガケから酒の酔いに任せ、自ら飛び込んだ。朝目が覚めると、木にひっかかっていた。子供もいるからと思いとどまり、何とかなるだろうと思った。母親へ、この年になり、ハンセン病で苦しむのなら、幼いころ南洋から帰って来るとき（氏は親子で戦時中南洋から戻ってきた）海にすててくれなかったかと言うこともあった。（1972年入所 男性）

また、自殺への共感を示す人が少なくない。

・自分が立ちあったのは3回ある。いつ頃ということはわからないが、ついこの間もおじ

いさんが死んだ。ワシも死にたいと思うことはあった。つらいと、どうでもええわ、と思うことがある。何のために生きているのかと、死んだほうがいいと思うことがある。今日まで生きてきたのは勇気がなかった。そこまでふみこめなかつただけ。(1957年入所 男性)

・その人の健康状態や精神状態から考えて「かえって楽になってよかったね」と遺体に向かって話しかけることもあった。(1960年入所 男性)

一方で知り合いがなくなっていくことへのやりきれなさ、無念さを語る人びともいる。

・楽泉園では、松丘に比べて自殺者が多かった。特に、達者の人が多かった。気持ちはたまらない。なぜの連発。やりきれない!(1948年入所 男性)

・1955年頃まで、首つり自殺が多かったと思う。「～がない!」ということで、山中へ捜索に行かされた事もあった。どちらかという年齢の人に自殺する人が多かったものと思う。「どうして自殺などしてしまったのか、何も死んでしまわなくてもよかったのに」と、やはり自殺を間のあたりにして、つらい気持になった。(1943年入所 男性)

・昨年、知り合いの女性が自殺したことがあった。くやしかった。いろいろ障害ができて辛いと思うが、もう少しがんばって欲しかった。相談してほしかった。(1943年入所 男性)

・病気があったとはいえ、なぜ自殺するのか、かなり勇気がいること。どんな悩みがあったのかわからないが、打ち明けられる人がいたなら。せっかくもらった命なのに。案外元氣なんが命を絶つ。今年に入って自殺した人については、なぜ今のような良い時代になって、なぜ?余命も少ないのになぜ?と。(1952年入所 女性)

自殺の隠蔽へのうたがい

療養所が自殺の事実を隠しているのではないかと疑う人もいる。

・自殺したとなると警察に届け出しないといけないので病死にしたのではないか。(1948年入所 男性)

・全生園の中で死んだ場合、すべて病棟にはこぼれている。自殺か事故死か病死かはっきりしていない場合、警察が来て調べるが(ここでは)そういうことがない。きちんと報告していないのではないかと思う。かくすのはよくないことだと思う。(1951年入所 男性)

8-2 家族や親族の自殺の見聞【聞き取り 14-1】

園内での自殺の見聞に比べて答えていない、あるいは「聞いたことがない」、「知らない」、「わからない」という回答も多い。しかし、自分の身内の体験も含めて語っておられる人

もある。

自分の親族の自殺

- ・園内結婚をしている妻の両親が自殺した。（1955年入所 男性）
- ・すぐ上の姉は奉公先から嫁いだが、ノイローゼになって自殺してしまった。そのときは詳しい理由は聞かなかったが、今思うと父や自分の病気のことでは何か辛い思いをしたのではなかったかと思う。（1948年入所 男性）
- ・父が農薬を飲んで自殺した。（1958年入所 女性）
- ・夫の家族。弟が発病したことを四女（姉）が苦にして自殺。（1959年入所 女性）
- ・自分の妹も26才の時に、自殺した。うつ病もあったが、自分が兄として何もできなかったというのは、今でも負担感がある。金曜日の夜に服毒自殺していたが、医者が見誤って「今の子は、こういういたずらする時期があるから、もう少し放っておけば目がさめる」と言った。（1937年入所 男性）
- ・実母は4人兄弟の長女。両親と兄弟たちは「この病気は遺伝病。今生きているものが亡くなった時点で、この家系はつぶそう。（子供を作るのはやめよう）」という話をした。実母はそれをきいたのではないだろうか。1938年7月1日井戸に飛び込んで自殺した。（1950年入所 男性）

自分以外の人親族の自殺

- ・入所中の姉を訪ねて弟が療養所に来た。弟は悩みの相談を聞いてもらおうとやってきた。それまでは音信だけで姉の顔を見ていなかった。来て、姉の顔を見て、声をかけられたとたんすぐその弟は何も言わずに帰ったが、どっかでその弟さんは自殺した。（1938年入所 女性）
- ・ さんの姉が自殺。結婚がきまっていたのに（結納まで交わしていた）、結婚破棄で自殺。（1955年入所 男性）
- ・親がハンセン病を患った場合、子供も一緒に療養所に連れて来て、職員区域で職員の家族と共に生活していたが、その中の差別もあったし、社会に出てからの差別もひどく、それを苦に自殺したという話は聞いた事がある。（1952年入所 男性）
- ・金銭的なこと、兄弟のことで死んだという人もある。子どもが療養所に入り、村八分にされて自殺したという話は何回も聞いた。（1957年入所 男性）
- ・ハンセン病の子供が結婚できなかったので世間の目を気にして、母親が自殺したと聞い

た事がある。（1959年入所 男性）

・何回か聞いた事はある。ある人の姉が婚家先で遺伝と言われ、なじられ、それを苦に自殺した等2人程聞いた事がある。（1938年入所 男性）

・友達が地蔵を作ったのでわけを聞いてみると、末娘が自殺したとのこと。父がハンセン病で入所していることが娘の嫁先に知れて、家をだされてしまった。娘は自殺してしまったとの事である。（1949年入所 男性）

・療養所に面会に来られた身内が(母親) 首吊り自殺をした。当時息子の墓参りに来られた後、面会室で首吊り自殺をした事。息子が死んだ後か、入所時かは定かでない。（1957年入所 男性）

・隣に住んでいた人が社会復帰したが、その人の姉が、今までのハンセンによる兄弟のかかわりがなんだったのだろうというジレンマから悩み自殺したと聞いている。（1953年入所 男性）

山梨県下で1951年（昭和26年）1月に起きた一家心中事件は入所者に強烈な印象を与えたようで、複数の人が語っている。

・具体的な例では、昭和26年山梨県の一家9人（両親2人、7人の子。6人が女）。末子の長男がハンセン病と言われた。納得できずあちこちの病院へかかった。病院より届けが出て保健所が消毒に行くことになった。確認しているからと何回か消毒に来る日を延期してもらっていた。ついに消毒に来る前の晩、8人が死んだ。「伝染病なら仕方がないが、遺伝病ということなら、他に知られたら、ここでは生きていけない」と書き置きを残して。それを帰ってきて見た男の子も自殺した。（1937年入所 男性）

・新聞で騒がれた。昭和20年代、山梨県で長男が病気と言われて一家全員が心中した。自分が病気だったので覚えている。病気が治ると言われ始めた頃だった。ハンセン病といういやな、人に嫌われる病気が出たことで心中したのではないか。（1962年入所 男性）

親族の苦しみを思い、病気の自分を責める人がいる。

・話を聞いたことはある。自分たちがこんな病気になり多分に迷惑をかけているが自殺するような人が出ないことを一番心配しております。大きな顔してこのように療養所に入って暮らしているが、家族や親戚のことを思うときには自分のせいで申し訳ないと自責の念でいっぱいです。（1946年入所 女性）

9. 労務外出 ～社会との接触と療養所内での生活の困難から～

9-1 労務外出をすることの意味【問 16-1、聞き取り 16-1】

労務外出には、1/4弱（178人）の回答者が経験ありと答えている（単純集計54）。労務外出とは、入所者が療養所の外で働いて賃金を稼いでくることである。病状が比較的軽症であり後遺症も軽い入所者が、実質的に退所が不可能な状態のなかで、より一般社会なみの賃金を獲得するために自然発生的に実現した労働形態であった。日中は所外に出て働き、仕事が終わると療養所へ戻って寝起きする者、季節労働者として2・3ヶ月建築現場などに出て、しばらく療養所から離れて納期が終わると帰ってくる者など、労務外出の内容はさまざまである。

また、労務外出の経験と退所経験をクロス集計した結果、労務外出経験があることと退所経験があることとの関係に相関はみられなかった。本調査では労務外出は必ずしも退所経験へと結びつくものではなかったことが示唆される。

労務外出は統一した規定に基づいて許可されていたわけではなく、各療養所でその対応が異なることが多い。比較的初期に入所者自治会が労務外出の基準作りへのりだした栗生楽泉園や多磨全生園では、たとえば栗生楽泉園の「社会復帰のための退出規定」で、具体的には労務外出者の医療および給与金などの規定がされている。多磨全生園でも1971年には自治会による「所外作業に関する申し合わせ」が作成される。その中で労務外出の日数により給与金の一部差し引き、自治会活動に回すなどの取り決めなどが規定された[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社 1977:162-3・多磨全生園患者自治会『俱会一処』1993:234-5・栗生楽泉園患者自治会『風雪の紋』2001:340-2]。また、療養所がどのような都市に隣接するかによって、労務外出の種類も多様である。たとえば、栗生楽泉園、多磨全生園、菊池恵楓園、駿河療養所などの地域では都市部での労務外出が可能となったが、東北および沖縄などでは近隣農家の手伝いといった内容で、手にする賃金にもひらきがあった[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社 1977:162]。

以下では聞き取りをもとに、この労務外出という特殊な形態の労働にまつわる特徴を見とみる。

(1) 肉体労働に従事

労務外出の多くは肉体労働で、具体的には、土木、人足、運送、みかん園での農作業、キビ刈り、左官、大工、庭園造り、廃品回収、タクシーの運転などがあげられていた。

・仕事は電軌線を土中に埋設する作業であり、大変な仕事だったが給料はとてもよかった。
(1928年入所 男性)

(2) 園内での生活向上や家族への仕送りのため

・園内作業の賃金でテレビが買える状態ではなかった。東京オリンピックが始まる前にテレビがほしかったので、東京へ労務外出した。(1931年入所 男性)

・子どもが小さかった...仕送りのため、ハンマーを持ち、土木の仕事をした。（1943年入所 男性）

(3)病気を隠して働く

・ライ病独特の汗のかき方（汗のでる場所がたとえば腹などに集中する）があり、夏の暑い時、汗がでるので困った。仕事をして健常者と普通につきあえない。つい仲間が集まってしまう。（1932年入所 男性）

・眉毛がないと以前いわれたことがトコトン印象に残っている。徹底的にカバー。絶対メガネをはずすことはしない。病気をかくすため。（1932年入所 男性）

・病気を隠していたため、補償されず、賃金未払いもあった。（1929年入所 男性）

10. 退所、再入所 ～ハンセン病というスティグマをもって働くこととは～

10-1 退所の状況【問 17-1～問 17-2】

退所経験は、26.6%（196人）の人が「ある」とおよそ3割近くの人が回答している（単純集計 55）。

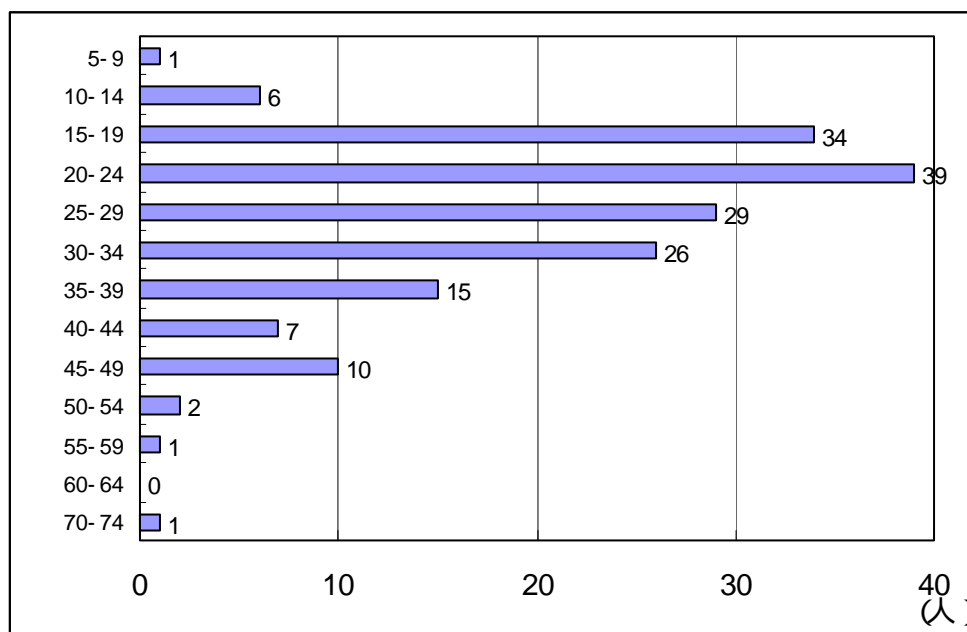
退所へと向かわせる大きな契機はプロミンによる治療効果があげられる。1949年から国から治療費として予算化され、療養所における多くの患者に投与されるようになった。ハンセン病が不治の病いから治療可能な病いへと変わっていくことを自らの体で実感として感じ、社会復帰への希望を持つことができるようになった。

一方で、退所に関する施策としては、1958年、国が予算を藤楓協会に委託して退所者の生業資金、退所支度金、世帯厚生資金として貸与する制度が施行されている。当初、生業資金は3万円、退所支度金は1万5千円、技能修得金は一ヶ月1500円で、据置期限1年間、その後経過5年ないし3年以内で返済することになっていた〔全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社1977：138〕。そのほか、退所者に対する施策としては、1964年にはらい回復者に対する就労助成金制度、1972年には沖縄県における技能指導事業、1975年には相談事業が創設されたが予算規模としてはその現状から鑑みてみても不十分なものだった〔熊本地判平成13年5月11日（判例時報1748号30頁）〕。

本調査における退所時期としては、1960年代が38.4%、ついで1940年代が26.2%、1950年代が20.9%となっており、60年代をひとつの山としている（単純集計 56）。また、退所時の年齢は、10代の後半から30代前半の青年期に74.9%（128人）が占められている（図 10-1-1）。このことは、不十分な支度金制度における社会復帰には一般社会での労働による生活費の捻出が必然となり、若い青年期での社会復帰者が多かった理由によると思われる。

また、この社会復帰が多い時期は高度経済成長期（1955年ごろから1970年代なかごろまで）とも重なりがあり、社会復帰へと向かわせるひとつの要因でもあったと指摘できるだろう。

図 10-1-1 退所経験者の退所時年齢（N=171）



10-2 退所形態と医療的説明の有無【問 17-3～問 17-3-2】

1956年、厚生省による「暫定退所決定基準」が作成されたが、その内容は厳秘とされた。「積極的に患者の退所を行わせる意図を含むものでもない」とわざわざ断り書きをつけるなど、厚生省には積極的に患者の退所を勧める意志はなく、かえって退所を困難にする役割を果たしたと言われている。また、その基準が大変厳格なうえ、各療養所長が必要に応じて退所基準を定めることができるという現場における療養所長の裁量を残す曖昧なものであった〔全国ハンセン病療養所入所者協議会編『復権の日月』光陽出版社2001：197〕。ゆえに、療養所のなかには個別に退所の基準を設けていたところもあった。菊池恵楓園では1958年に自治会と療養所との協議により、「治癒軽快退園希望者取扱い規定」が定められている。1959年には長島愛生園でも軽快退所基準が明らかにされているが、国の定めた「暫定退所決定基準」の厳格さと大差ない内容になっている〔熊本地判平成13年5月11日（判例時報1748号30頁）〕。

本調査の退所形態で、最初の退所形態に注目すると、「軽快退所（園側から認められた退所）」が最も多く47.4%（91人）について「逃走・逃亡（園には無断の脱走）」13.5%（26人）「長期外出のまま園には戻らなかった」13.0%（25人）となっている（単純集計58）。

また、「軽快退所」回答者のうち、退所時に療養所の医師から健康面での注意事項があったかという質問には、「詳しい説明を受けた」20.2%（18人）「受けたが、十分ではなかった」16.9%（15人）「受けなかった」60.7%（54人）となっている。「十分ではなかった」「受けなかった」をあわせるとおよそ8割近く（69人）が医療的な説明の不十分さを感じていた（単純集計62）。そのことは、本調査における退所経験者が、退所後の健康面への配慮や退所中のハンセン病関連の疾病に対応できる医療機関の情報などを自ら入手し、

対処しなければならなかったことを意味する。退所生活中に情報へのアクセスが困難で、ハンセン病関連の治療を行えなかったために病状や後遺症を悪化させて、再入所となった可能性をうかがわせる。

10-3 ハンセン病がもたらす就職問題【問 18-1、問 18-2、問 18-7-3】

社会復帰は自らの病状の快復と同時に、退所後の落ち着き先があってリアリティを帯びる。全患協も、社会復帰者や労務外出者が増え、療養所内の生活環境が変化していくという状況に対応すべく、全患協の研究機関として療養所生活研究員(略称：療研)制度を1964年に発足させていた[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社1977：135・『炎路 全患協ニュース縮刷版(1号～300号)』全国ハンセン病患者協議会1987：603]が、この制度に基づいて1965年に療養生活研究委員会がおこなった調査では、全療養所の入所者を対象に実態調査を行い、「それと関連する別の調査」において次のように報告している。「退所して受け入れてくれるところがあるか」という問に対して、「ある」22%、「今のところはっきりした所はない」26.2%、「どこにもない」51.4%(回答者は2,793人)で、全体の77.6%が行くあてがないという結果が出ている[『炎路 全患協ニュース縮刷版(1号～300号)』全国ハンセン病患者協議会1987：684]

本調査では1960年代がもっとも退所者が多かった年代であるが、当時における落ち着き先を見つけることがいかに困難であったがこの資料から補足できる。

退所後に落ち着く先としては、「家族・親戚のもと」51.1%(93人)、「知っている人のいないところ」14.8%(27人)が上位を占めている(単純集計63)。社会復帰は1940年代から60年代に多い。60年代の社会復帰者の落ち着く先は家族のもとが多いが、その一方で社会復帰のピーク後半で社会復帰した人の中には知人のいないところに向かう傾向があることがわかる(表10-3-1)。

表 10 3-1 退所後の落ち着き先 (N=119)

退所年代	家族のもと	退所した友人	病歴知らない友人	知人のいないところ	合計
1935- 1939	2			2	4
1940- 1944	19				19
1945- 1949	15			3	18
1950- 1954	9		1	1	11
1955- 1959	9		1	3	13
1960- 1964	7	5	2	6	20
1965- 1969	13	5		4	22
1970- 1974	4	1		4	9
1975- 1979	2			1	3

有意確率 (両面) 0.002

註1 退所年代別にクロス表による Kruskal Wallis 検定を行った。

退所後、仕事に就くうえでハンセン病療養所に入所していたことを隠蔽していたかどうかについては、「よくあった」62.1%（100人）、「ときどきあった」8.7%（14人）をあわせると70.8%（114人）の人が入所の過去を隠蔽していることになる（単純集計64）。同様に、再入所以前に、周囲のまなざしが気になったかどうかについては、「いつも気になった」52.4%（89人）、「ときどき気になった」13.5%（23人）の65.9%（112人）を占めていることから（単純集計71）、社会でハンセン病療養所にいたこと、およびその後遺症に対する世間のまなざしに対する回答者の意識の高さがうかがえる。

10-4 就職活動での困難【聞き取り 18-1】

就職活動での困難について聞き取りをもとに分類して記述する。

(1) 履歴書の提出

・履歴書の提出を求められた時、出しきれなかったことがある。学歴（長崎の小学校 敬愛園の中学 愛生園の高校。しかも普通科、定時制）のところで、世間では変に思われる。（1949年入所 男性）

・履歴書を書くとき、入所時期が空白になるので、どう書こうか困ったことはある。タクシー会社に転職する時、前の運送会社に長くいたことにした。（1957年入所 男性）

(2) 履歴書を必要としない職

・臨時雇用であったため、履歴書を書く必要はなかったが、賃金は低かった。（1926年入所 男性）

・履歴書を書いたことはなかった。知りあいからの仕事だったから。（1941年入所 男性）

・印刷業を自分で始めた。（1924年入所 男性）

(3) 病気を隠す

・隠し通すのが大変。社員で海水浴に行く時は、人に体が見えないところで、しかも、遠くで泳いだ。（1923年入所 男性）

・職選びの際に気をつけなければいけなかったのは、社員の健康診断をやるような会社は選ばないことだった。健康診断を受けると自分がハンセン氏病者であることがバレてしまうからだ。（1947年入所 男性）

10-5 就労のために努力したこと【聞き取り 18-2】

就労のために努力したことについて、聞き取りをもとに分類して記述する。

(1) 意欲的に学んだ

・漢字などはいつのまにか覚えていた。仕事（生活）に必要なものは社会から吸収してい

った。（1929年入所 男性）

・印刷業といってもはじめてのことなので、同業者にいろいろ教えてもらった。（1924年入所 男性）

(2)資格や免許の取得

・小型船舶免許をとった。大型2種免許をとった。（1938年入所 男性）

・爆発物の免許や運転免許をとった。（1928年入所 男性）

・熊本にいたとき、運転免許を取り、司法書士の勉強もした。（1928年入所 男性）

(3)療養所時代にすでに準備

・労務外出をして、地盤固めをしておいたので、よかった。（1941年入所 男性）

・車の免許は療養所で練習し、試験を受けに行った。（1937年入所 男性）

・自分は逆に患者作業の経験のおかげで小屋を建てたり、野菜育てに関して技術を生かすことができた。（1934年入所 男性）

10-6 転職や離職を余儀なくされたこと【聞き取り 18-3】

転職や離職を余儀なくされたことについて、聞き取りをもとに分類して記述する。

(1)病気の隠蔽のため離職

・病気がバレそうになるたび（1～2ヶ月ごとに）仕事を転々とした。（1923年入所 男性）

・何カ所か職場を変えたが、探すときは住み込みができて知りあいのいないところを条件とした。（1939年入所 男性）

・医療労働組合で働いたが、自分の病気がいろいろなところからもれて知られてしまうことがあり、心労が重なって胃の病気になってしまった。（1929年入所 男性）

・会社で健康診断があると聞くと病気がわかるのではないかと思ってその会社を辞めた。（1940年入所 女性）

(2)再発による離職

・職場の人には、体調が悪いということで休職したが、手が動かなくなって新生園にいった。（1934年入所 男性）

・傷ができるとすぐには治らないので、仕方なく園に戻り、体調がよくなればまた出て行くという繰り返しだった。（1941年入所 男性）

・商社（一部上場企業）で働いていたが、病気が再発したため、辞めざるをえなかった。（1943年入所 男性）

・水ぼうがが出て全生園の近くにこざるを得なくなった。それで編み物会社を辞めた。（1928年入所 女性）

10-7 ハンセン病の後遺症を持つての生活【問 18-5、問 18-6】

退所後の結婚生活については、「単身のまま」39.4%（65人）が最も多く、「退所者どうしで」が30.9%（51人）、「療養所の外で知り合った」10.9%（18人）となっている（単純集計 68）。青年期での社会復帰をしたものの、一般社会での婚姻においてもハンセン病およびハンセン病療養所の影響が色濃く反映しているといえる。特に、ハンセン病という病いを隠しながら、仕事を見つけ続けることは大変なことであり、同時に生活も裕福とは言えなかった。社会での生活を続けていくうちに「症状は脱走するときにはそんなに出てなかったが、労働を通して、徐々に病状が出てくるようになりびくびくと恐れていた」（1915年入所 女性）とする社会復帰経験者も多い。

10-8 医療面での困難【聞き取り 18-4】

医療面での困難についての聞き取りを分類して記述する。

(1) 一般医療機関での不快な経験

・療養所以外の病院では医師の心ない言葉が突き刺さるので安心して医療にかかれない。...さまざまな後遺症について正直に原因がいえず、結局その病院には行けなくなることが多かった。（1940年入所 女性）

・医師に「その手どうして」と聞かれるとつらかった。普通の人と同じように診察されるとうれしかった。（1933年入所 男性）

・再入所直前に腹膜炎になり、診療所で診てもらった際、医師より「ほかに病気をしたことはないか？」と尋ねられたが、ハンセン病とは言えなかった。（1920年入所 女性）

(2) 健康保険に未加入ゆえの苦勞

・働けなくて、お金もなく、国保加入もできていなかったため、病院に行くと医療費が全て自己負担であった。（1948年入所 男性）

・左手にキズをして病院に行ったが、健康保険がなくて困った。（1926年入所 女性）

(3) 療養所の医療機関の利用

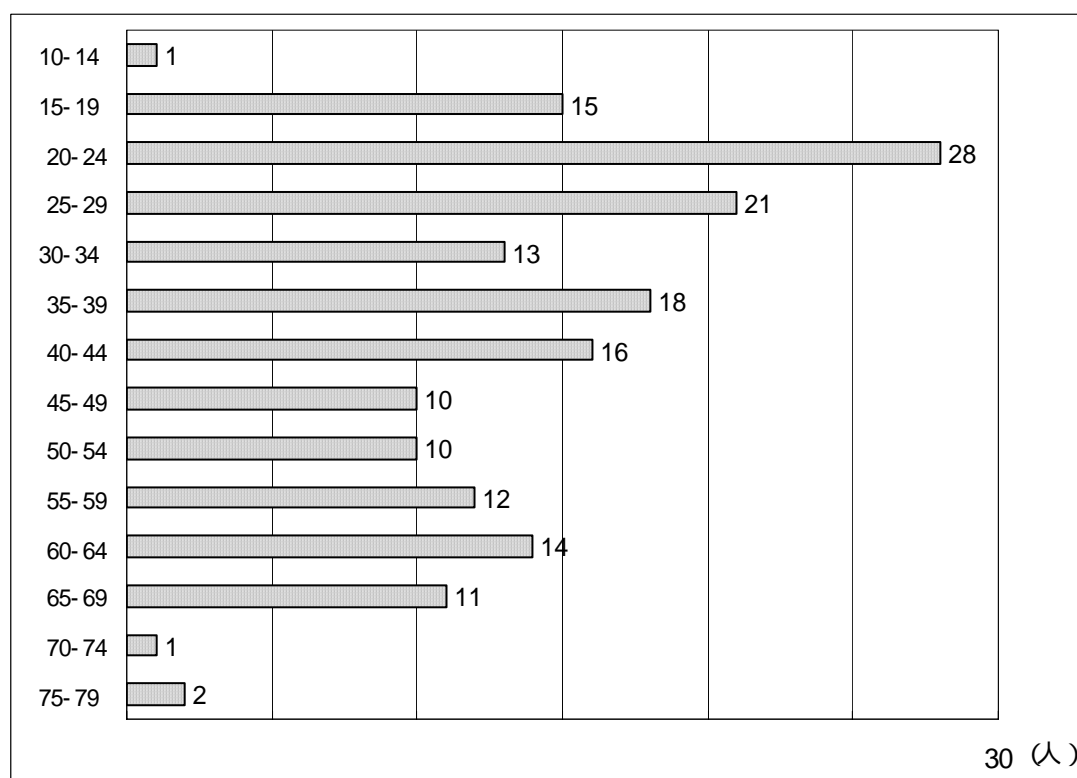
本調査では、退所形態を問う選択肢を以下のように分類して、回答を求めた。具体的には、「軽快退所（園側から認められた退所）」、「逃走・逃亡（園には無断の脱走）」、「黙認のかたちでの退所」、「ハンセン病ではないことが判明しての退所」、「『らい予防法』廃止後の退所」、「長期外出のまま園には戻らなかった」、「その他のかたちでの退所」である。退所を「軽快退所」に限定していないことから、療養所に籍をおきながら退所生活を送る者、療養所の医療を利用する者が退所経験者の中に含まれている。以下では、退所後に療養所の医療機関を利用した語りを取り上げる。

・カゼなどで病院に行ったとき、ハンセン病が医師にばれないかと「ビクビク」していた。1～2ヶ月に1回の割合で治療と給付金の手続きで南静園に通っていた。（1929年入所 女性）

10-9 再入所へといった経緯【問 19-1、問 19-2】

再入所へといった年齢としては、20代が28.5%(49人)、30代が18.1%(31人)、40代が15.1%(26人)、50代が12.8%(22人)、60代が14.5%(25人)と20代をピークに30代から60代までなだらかに下がっている（図 10-5-1）。

図 10-9-1 再入所時の年齢（N=172）

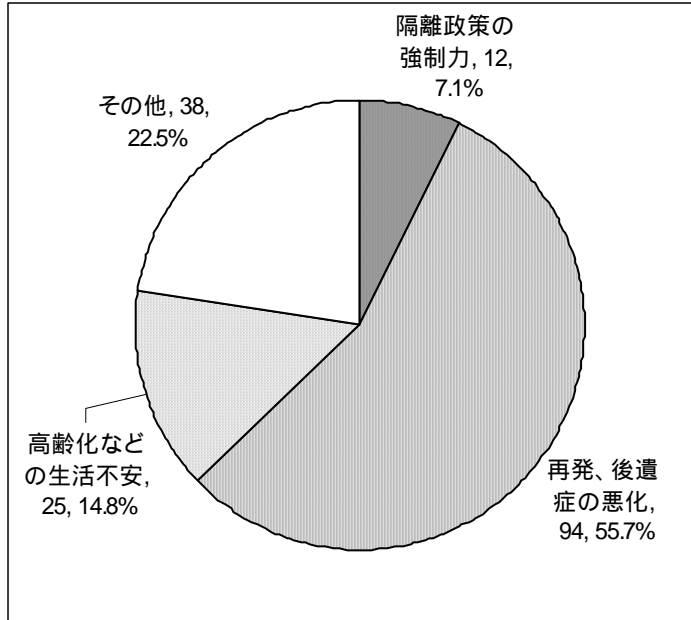


註1 無回答を除いて集計。

また、再入所の理由をみると、「本病の再発、後遺症の悪化などによる再入所」が最も多く55.7%を占め、ついで「高齢化などの生活不安による再入所」14.8%、「隔離政策の強

「制力による再入所」は7.1%となっている（図10-9-2）。

図10-9-2 再入所の理由（1回目）（N=169）



註1 無回答を除いて集計。

再入所のいきさつと再入所年代との関係は、「隔離政策の強制力」は1940年代（1940-49）に再入所した人にみられるが、一貫して「再発・後遺症の悪化」による再入所が年代を問わず多数を占めている。また、70年代（1970～79）から「高齢化などの生活不安」が目立つようになっているのが特徴的である（表10-9-3）。

表 10-9-3 再入所のいきさつ (N=121)

再入所年代	隔離政策の強制力	再発・後遺症の悪化	高齢化などの生活不安	合計
1940-1944	2	10		12
1945-1949	4	8		12
1950-1954	1	8		9
1955-1959	1	6		7
1960-1964	1	8		9
1965-1969		4		4
1970-1974		12	3	15
1975-1979		6	5	11
1980-1984		9	1	10
1985-1989	1	10	5	16
1990-1994	1	2	6	9
1995-1999		2	3	5
2000-2003			2	2

有意確率 (両面) 0.000

註1:再入所年代別にクロス表によるKruskal Wallis検定を行った。

註2:再入所年の無回答および問19-2の「無回答」「その他」をはずし、退所回数は1回目をもちいて集計。